



新株式発行並びに株式売出届出目論見書

2019 年 6 月

株式会社 Link-U

- 1 この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式550,443千円（見込額）の募集及び株式675,960千円（見込額）の売出し（引受人の買取引受による売出し）並びに株式198,402千円（見込額）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を2019年6月13日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、募集の発行価格及び売出しの売出価格等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

- 2 この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち、「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

株式会社 Link-U

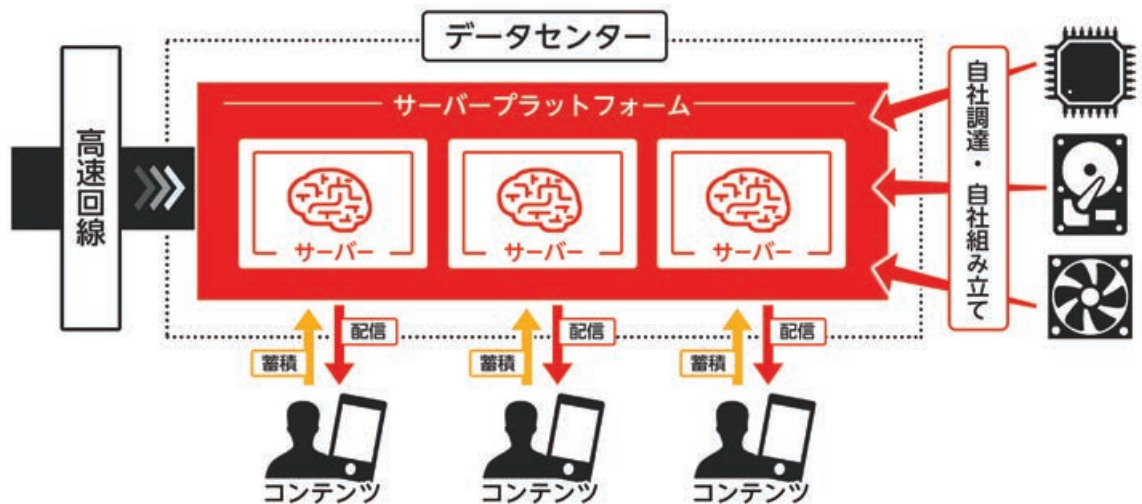
東京都千代田区神田駿河台四丁目4番1号

本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社の概況等を要約・作成したものであります。
詳細は、本文の該当ページをご参照ください。

1 企業の概況

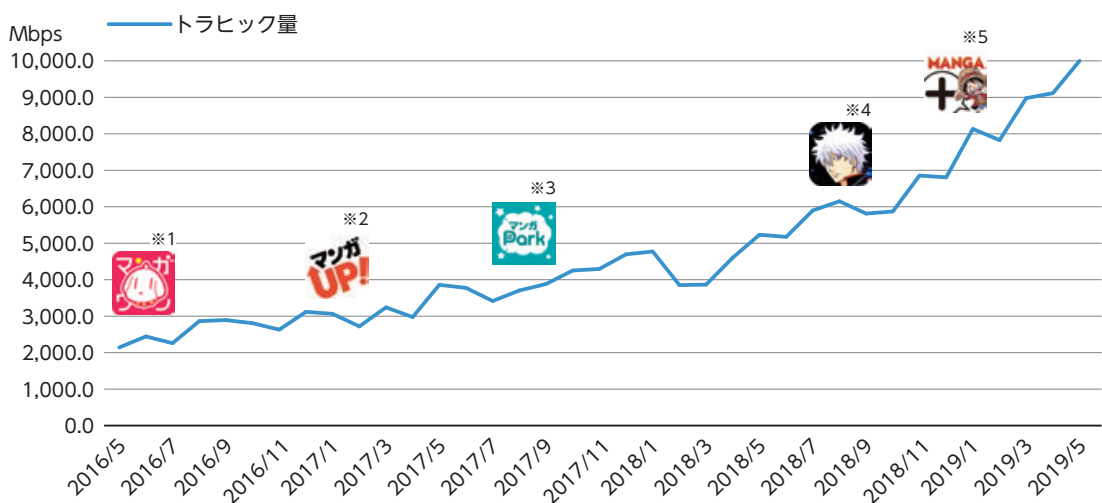
世の中の課題を技術で解決する

当社は、自社設計のオリジナルサーバーを基軸としたデータ配信と、そのデータを適切に蓄積・分析・処理するAIソリューションを併せてワンストップで提供するサーバープラットフォームビジネスを展開しております。その中で培ったサーバーインフラ技術、データ処理技術及びコンテンツ処理技術等を強みとして、事業規模を拡大してまいりました。



(注) データセンター及び付随する高速回線についてはハウジングサービスを利用しており、通信事業者が所有するデータセンター設備内に、当社のサーバーを設置しております。

当社のサーバープラットフォームは、エンターテインメント領域に幅広く利用されており、そのトラフィック量は増加傾向を示しております。



トラフィック量: データセンターにおける月間トラフィック量の上位5%を除いた最大値、95パーセンタイル値。

- ※1 マンガワン: 2014年12月リリース。㈱小学館提供のマンガアプリ。
- ※2 マンガUP!: 2017年1月リリース。㈱スクウェア・エニックス提供のマンガアプリ。
- ※3 マンガPark: 2017年8月リリース。㈱白泉社提供のマンガアプリ。
- ※4 銀魂公式アプリ: 2018年8月リリース。㈱集英社提供のマンガ・ノベル・アニメアプリ。
- ※5 MANGA Plus by SHUEISHA: 2019年1月リリース。㈱集英社提供の海外配信マンガアプリ。

2 サーバプラットフォームの特徴

当社のサーバプラットフォーム技術には、以下の特徴があります。

AIソリューションを代表とする技術を付加価値とし、サーバプラットフォームを提供しております。

特徴	内容	使用技術
ユーザビリティ	高速配信	自社専用高速回線を使用
	綺麗なコンテンツを配信	アップコンバート(注1) トーン処理(注2) ノイズリダクション(注3)
	通信量削減	コンテンツ予測配信(注4) コンテンツ自動調整最適化(注5)
安定した運用	サービス停止の防止策	サーバー3重化、ネットワーク2重化
	耐障害性の高さ	マルチマスタ方式の採用(注6)
高コスト パフォーマンス	サービスに必要な費用・人員が少量・少数	高性能サーバーを少数用意 →複雑なシステム構築不要 メンテナンス人員少数
	サーバーコスト抑制	WebP(注7) フォーマット使用
マーケティング	ユーザー動向のリアルタイムの把握 →サービスへの迅速な反映が可能	データベース高速処理技術
セキュリティ	著作権保護技術	DRM(注8) としてWideVine(注9) 採用

- (注) 1. 多層構造のニューラルネットワークを用いた機械学習である深層学習を利用して、低解像度の画像を高解像度の画像に近づける技術。低解像度の画像と高解像度の画像を大量に準備し、低解像度を不正解、高解像度を正解とPCに学習させ、低解像度の画像からPCに正解(高解像度の画像)を導き出させる。
2. 目の細かいトーンを潰してグラデーションにすることでデータ量を削減する技術。
3. 音声や映像等といった信号に含まれるノイズを抑圧・軽減する、信号処理の一種。
4. ユーザーの読書履歴及びお気に入り登録などから、大量のデータにより学習した情報を基にユーザーが読むであろうコンテンツを予測し、充電中かつWi-Fiに接続しているユーザーの端末へ事前配信する機能。
5. ユーザーの回線状態に合わせて、コンテンツのクオリティを自動調整する技術。
6. 複数のデータベースサーバーが本番データベースのみで構成される。更新がすべてのデータベースに遅延なく反映され、常に同じデータを格納する方式。すべてのデータベースは更新/検索ともに可能となっている。
7. Google Inc.が開発しているオープンな静止画フォーマット。
8. 動画などのデジタルデータの無制限な利用を防ぎ、コンテンツを保護する技術の総称。
9. Google Inc.が提供する著作権保護技術。

<アップコンバート>

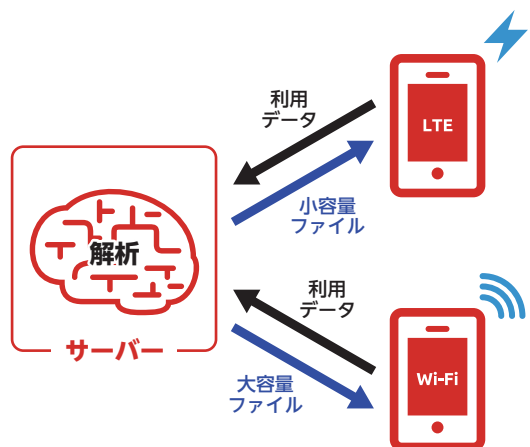
処理前



処理後



<コンテンツ自動調整最適化>



3 サービスの内容

①リカーリングサービス

「リカーリングサービス」は、当社の持続的な収益基盤となるレベニューシェア（注）収益及び月額固定収益で構成されております。①サーバーの調達、システムの構築及びデータセンター設置のサーバー保守運用、②継続するスマートフォンアプリケーションの開発・アップデート並びに③サービス運用及び広告運用の組み合わせ、もしくは単体でこれらのサービスを提供しております。



（注）企業間の提携手段のひとつ。支払い枠が固定された委託契約ではなく、企業が互いにパートナーとして提携し、リスクを共有しながら、相互の協力で生み出した利益を予め決めておいた配分率で分け合うこと。

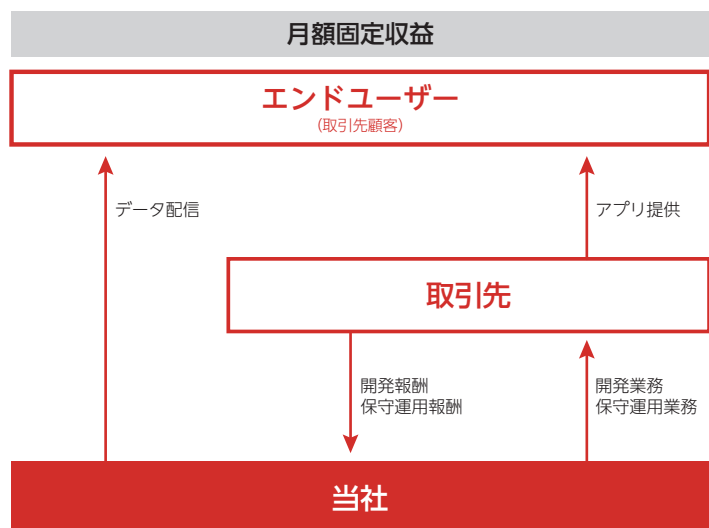
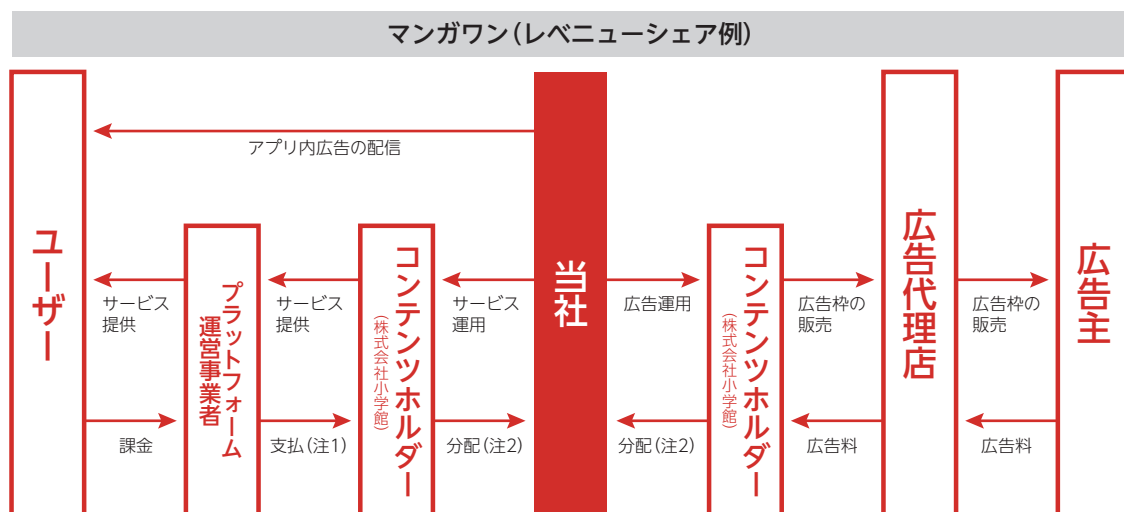
事業領域としては、電子書籍配信サービスに注力しております。

電子書籍配信サービスでメインのサービスは、その配信者（コンテンツホルダー）または配信者からサービス運営を受託した企業とのレベニューシェア契約を締結しているサービスであり、株式会社小学館が提供するマンガアプリである「マンガワン」においては上記サーバー、アプリ開発及びサービス運用の3サービスをまとめて提供しており、株式会社スクウェア・エニックスが提供する「マンガUP!」ではサーバーサービスを提供しております。

電子書籍配信サービスではマンガコンテンツをメインに配信しておりますが、その他に当社の技術を活用しながら動画コンテンツや小説コンテンツも配信し、他サービスとの差別化を図り、付加価値の向上に努めております。

マンガ		マンガワンは、(株)小学館提供のマンガアプリであり、マンガ閲覧のための課金及び広告が収益源となっております。 また当社は以下のサービスを提供しております。 ①サーバーの調達、サーバーシステムの構築及びデータセンター設置のサーバー保守運用 ②スマートフォンアプリケーションの開発・アップデート ③サービス運用及び広告運用
		マンガUP! は、(株)スクウェア・エニックス提供のマンガアプリであり、マンガ閲覧のための課金及び広告が収益源となっております。 また当社は以下のサービスを提供しております。 ①サーバーの調達、サーバーシステムの構築及びデータセンター設置のサーバー保守運用
動画		マンガを原作としたアニメ化作品の配信等をしております。 また当社は以下のサービスを提供しております。 ①サーバーの調達、サーバーシステムの構築及びデータセンター設置のサーバー保守運用 ②スマートフォンアプリケーションの開発・アップデート
QRコード		ICONITは、(株)メディアシーク提供のQRコードリーダーアプリです。 また当社は以下のサービスを提供しております。 ①サーバーの調達、サーバーシステムの構築及びデータセンター設置のサーバー保守運用

▶▶▶事業系統図▶▶▶



- (注) 1. ユーザーの課金額からプラットフォーム手数料 (Apple Inc.やGoogle Inc.などのプラットフォーム運営事業者による代金回収代行業務及び売上管理業務に対する手数料) を差し引いた金額が、プラットフォーム運営事業者からコンテンツホルダーへ支払われます。
2. プラットフォーム運営事業者及び広告代理店から支払われた収益額のうち、当社への配分額がコンテンツホルダーより支払われます。

②初期開発・保守開発サービス

「初期開発・保守開発サービス」は、リカーリングサービス案件獲得のための受託開発を提供するサービスです。取引先の新規サービス立ち上げ時、既存サーバーからの乗り換え時に、当社がその後のサービス保守運用も見据えたサーバープラットフォームやアプリケーション等をワンストップで提供します。またサービスのアップデートのための開発も請け負っております。

当社はリカーリングサービスの拡大による持続的な成長に努めております。そのためには初期開発においてクオリティの高い成果物、納期の遵守等の顧客ニーズを確実に満たす必要があります。また、その後の保守運用において、安定的なサービス運用及びユーザー動向をサービスに反映するための適時のアップデート対応なども必要となっており、今後も技術力を基礎とした開発サービスの提供により取引先からの信頼を獲得し、リカーリングサービス案件の獲得に努めてまいります。

▶▶▶ 収益構造 ▶▶▶

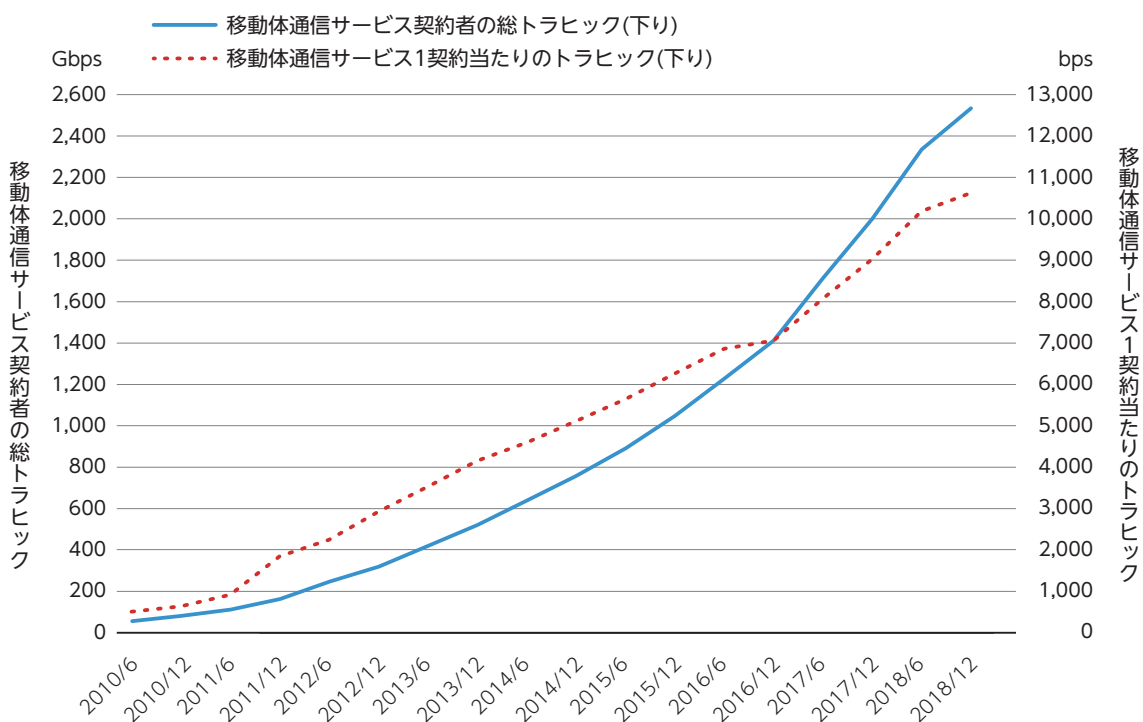
収益構造は以上のように初期開発売上及び保守開発売上と、レベニューシェア収益及び月額固定収益から構成されるサーバープラットフォームの継続利用料になります。

取引先のニーズに合わせてサービス毎に自社で設計したオリジナルサーバーを提供しており、クラウドのサービス等へスイッチングする場合には、最適化された環境から汎用的な環境へと移行することによるコストが高くなるため、案件の失注を防ぎ安定的な収益の獲得に貢献しております。

4 経営戦略

ネット利用状況の変化により、スマートフォンのトラフィック量は更に飛躍的に増加していくと予測しております。そのような状況下において、当社の強みである大量のデータを高速かつ安価に捌けることの優位性も比例して高まっていくと考えております。

汎用的に応用可能な技術を有しており、様々な領域に進出可能なため、上記背景による需要と優位性の高まりを活かしながら、ストック収益の積み上げにリソースを投下してまいります。



出所) 総務省「我が国の移動通信トラフィックの現状」より作成

5 業績等の推移

▶▶▶ 提出会社の経営指標等 ▶▶▶

(単位:千円)

回 次	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期 第3四半期
決 算 年 月	2014年7月	2015年7月	2016年7月	2017年7月	2018年7月	2019年4月
売上高	38,028	89,117	390,725	628,803	610,247	818,156
経常利益	276	34,266	187,148	279,424	211,082	374,509
当期(四半期)純利益	148	23,085	127,145	166,267	149,168	261,883
持分法を適用した場合の投資利益	—	—	—	—	—	—
資本金	1,000	8,500	13,000	13,000	43,450	43,450
発行済株式総数 (株)	100	2,000	20,600	206,000	210,200	4,204,000
純資産額	1,148	39,233	175,379	341,647	551,715	813,598
総資産額	11,289	70,885	354,007	577,399	729,002	1,063,844
1株当たり純資産額 (円)	11,480.16	19,616.98	8,513.59	82.92	131.24	—
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期(四半期)純利益金額 (円)	1,480.16	12,821.62	6,237.66	40.36	36.00	62.29
潜在株式調整後1株当たり 当期(四半期)純利益金額 (円)	—	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	10.17	55.35	49.54	59.17	75.68	76.48
自己資本利益率 (%)	12.89	114.34	118.49	64.32	33.39	—
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	—	—	—	151,512	74,143	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	—	—	—	△21,476	△42,734	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	—	—	—	58,434	24,536	—
現金及び現金同等物の期末(四半期末)残高	—	—	—	397,182	453,127	—
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	4 (—)	5 (—)	15 (—)	18 (—)	26 (3)	— (—)

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社がないため記載しておりません。

4. 1株当たり配当額及び配当性向については配当を実施しておりませんので、記載しておりません。

5. 潜在株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益金額については、第1期及び第2期は潜在株式が存在しないため記載しておりません。第3期、第4期、第5期及び第6期第3四半期は潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が算定できませんので記載しておりません。

6. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

7. 第4期及び第5期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、太陽有価証券監査法人の監査を受けております。また、第6期第3四半期の四半期財務諸表については、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、太陽有価証券監査法人の四半期レビューを受けております。

なお、第1期、第2期及び第3期については、「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しております。また、当該各数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく、太陽有価証券監査法人の監査を受けておりません。

8. 当社は第4期よりキャッシュ・フロー計算書を作成しておりますので、第1期から第3期までのキャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。

9. 従業員数は就業人員であり、平均臨時雇用者数(アルバイト含む)は年間平均人員を()内にて外数で記載しております。

10. 当社は2013年8月20日設立のため、第1期は、2013年8月20日から2014年7月31日までの11か月と12日間となっております。

11. 当社は、2015年7月23日付で普通株式1株につき18株の株式分割を行っておりますが、第2期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期(四半期)純利益金額を算定しております。

12. 当社は、2016年7月30日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っておりますが、第3期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期(四半期)純利益金額を算定しております。

13. 当社は、2017年7月28日付で普通株式1株につき10株、2019年2月20日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っておりますが、第4期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期(四半期)純利益金額を算定しております。

14. 第6期第3四半期における売上高、経常利益、四半期純利益及び1株当たり四半期純利益金額については、第6期第3四半期累計期間の数値を、資本金、発行済株式総数、純資産額、総資産額及び自己資本比率については、第6期第3四半期会計期間末の数値を記載しております。

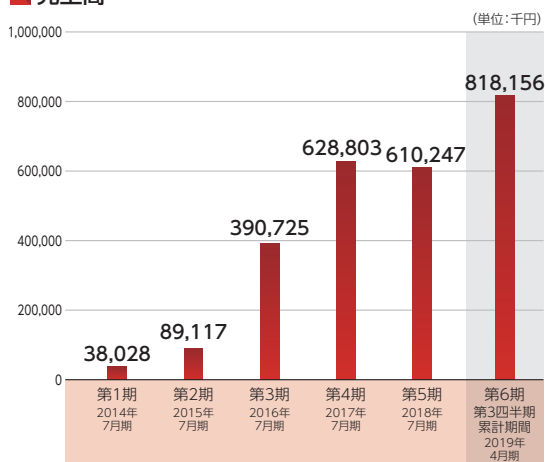
15. 当社は、2015年7月23日付で普通株式1株につき18株、2016年7月30日付で普通株式1株につき10株、2017年7月28日付で普通株式1株につき10株、2019年2月20日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っております。

そこで、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「[新規上場申請のための有価証券報告書(Ⅰの部)]の作成上の留意点について」(平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、第1期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。

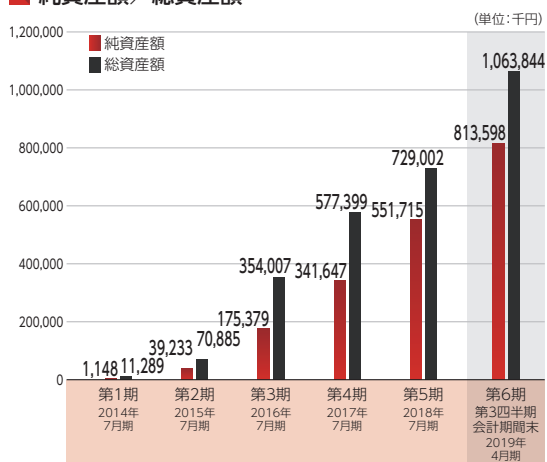
なお、第1期、第2期及び第3期の数値(1株当たり配当額についてはすべての数値)については、太陽有価証券監査法人の監査を受けておりません。

回 次	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期 第3四半期
決 算 年 月	2014年7月	2015年7月	2016年7月	2017年7月	2018年7月	2019年4月
1株当たり純資産額 (円)	0.32	9.81	42.57	82.92	131.24	—
1株当たり当期(四半期)純利益金額 (円)	0.04	6.41	31.19	40.36	36.00	62.29
潜在株式調整後1株当たり 当期(四半期)純利益金額 (円)	—	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)

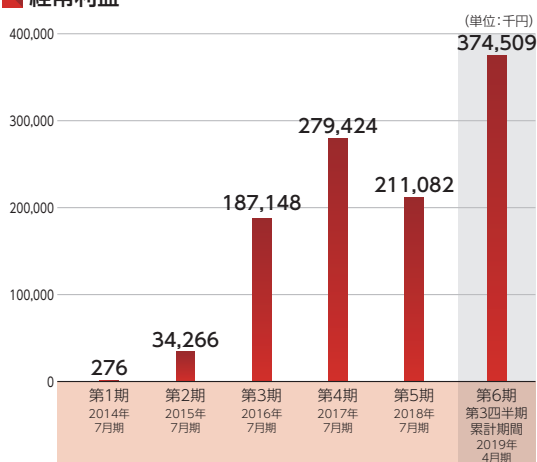
売上高



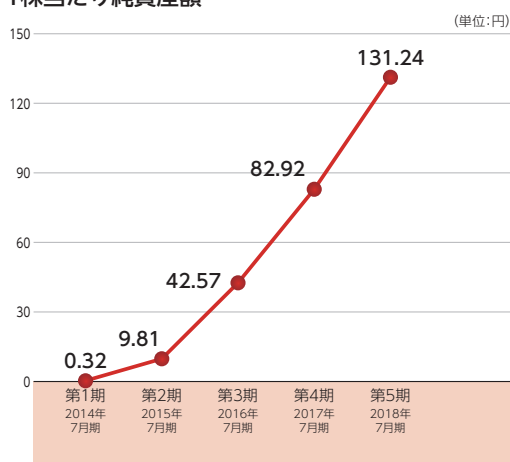
純資産額／総資産額



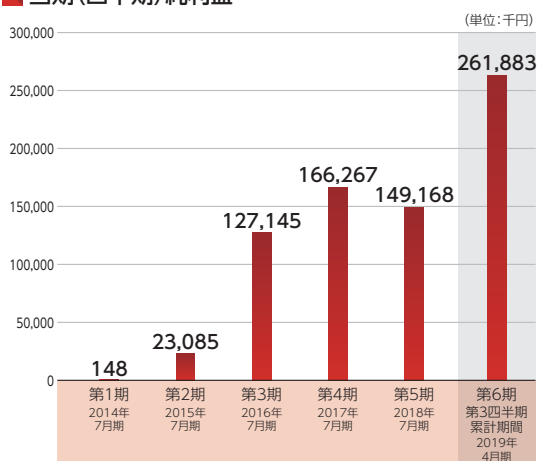
経常利益



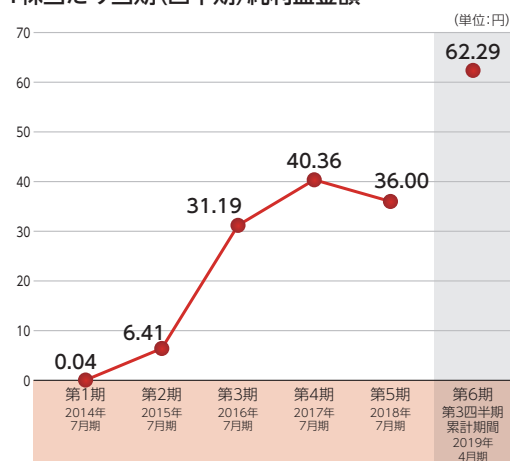
1株当たり純資産額



当期(四半期)純利益



1株当たり当期(四半期)純利益金額



(注) 1. 当社は2013年8月20日設立のため、第1期は、2013年8月20日から2014年7月31日までの11か月と12日間となっております。

2. 2015年7月23日付で普通株式1株につき18株、2016年7月30日付で普通株式1株につき10株、2017年7月28日付で普通株式1株につき10株、2019年2月20日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っておりますので、第1期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の数値を記載しております。

目次

頁

表紙

第一部 証券情報	1
第1 募集要項	1
1. 新規発行株式	1
2. 募集の方法	2
3. 募集の条件	3
4. 株式の引受け	4
5. 新規発行による手取金の使途	4
第2 売出要項	5
1. 売出株式（引受人の買取引受による売出し）	5
2. 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）	6
3. 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）	7
4. 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）	7
募集又は売出しに関する特別記載事項	8
第二部 企業情報	10
第1 企業の概況	10
1. 主要な経営指標等の推移	10
2. 沿革	12
3. 事業の内容	13
4. 関係会社の状況	19
5. 従業員の状況	19
第2 事業の状況	20
1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	20
2. 事業等のリスク	22
3. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	25
4. 経営上の重要な契約等	29
5. 研究開発活動	29
第3 設備の状況	30
1. 設備投資等の概要	30
2. 主要な設備の状況	30
3. 設備の新設、除却等の計画	30
第4 提出会社の状況	31
1. 株式等の状況	31
2. 自己株式の取得等の状況	35
3. 配当政策	35
4. 株価の推移	35
5. 役員の状況	36
6. コーポレート・ガバナンスの状況等	38

第5	経理の状況	44
1.	財務諸表等	45
(1)	財務諸表	45
(2)	主な資産及び負債の内容	77
(3)	その他	78
第6	提出会社の株式事務の概要	79
第7	提出会社の参考情報	80
1.	提出会社の親会社等の情報	80
2.	その他の参考情報	80
第四部	株式公開情報	81
第1	特別利害関係者等の株式等の移動状況	81
第2	第三者割当等の概況	81
1.	第三者割当等による株式等の発行の内容	81
2.	取得者の概況	82
3.	取得者の株式等の移動状況	83
第3	株主の状況	84
	〔監査報告書〕	86

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年 6 月13日
【会社名】	株式会社L i n k－U
【英訳名】	Link-U Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 松原 裕樹
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田駿河台四丁目 4 番 1 号
【電話番号】	03-6260-9279
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 志村 優太
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区神田駿河台四丁目 4 番 1 号
【電話番号】	03-6260-9279
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 志村 優太
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集（売出）金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 550, 443, 000円 売出金額 （引受人の買取引受による売出し） ブックビルディング方式による売出し 675, 960, 000円 （オーバーアロットメントによる売出し） ブックビルディング方式による売出し 198, 402, 000円 （注） 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額（会社法上の払込金額の総額）であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数（株）	内容
普通株式	251,000（注）2	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 また、1単元の株式数は100株であります。

（注）1．2019年6月13日開催の取締役会決議によっております。

2．発行数については、2019年7月1日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

3．「第1 募集要項」に記載の募集（以下「本募集」という。）及び本募集と同時に行われる後記「第2 売
出要項 1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」に記載の売出し（以下「引受人の買取引受によ
る売出し」という。）に伴い、その需要状況等を勘案し、76,900株を上限として、SMB C日興証券株式会
社が当社株主である松原裕樹（以下「貸株人」という。）より借り入れる当社普通株式の売出し（以下「オー
バーアロットメントによる売出し」という。）を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売
出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売
出し等について」をご参照ください。

これに関連して、当社は、2019年6月13日開催の取締役会において、本募集及び引受人の買取引受による売
出しとは別に、SMB C日興証券株式会社を割当先とする第三者割当による当社普通株式76,900株の新規発
行（以下「本第三者割当増資」という。）を決議しております。その内容に関しましては、後記「募集又は
売出しに関する特別記載事項 3 第三者割当増資について」をご参照ください。

4．本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連してロックアップに関する合意がなされておりますが、そ
の内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4 ロックアップについて」をご参
照ください。

5．当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【募集の方法】

2019年7月9日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集を行います。引受価額は2019年7月1日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額（発行価額）以上の価額となります。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況等を把握した上で発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	251,000	550,443,000	297,886,800
計（総発行株式）	251,000	550,443,000	297,886,800

- （注）
1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
 2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。
 3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
 4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額（見込額）の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。また、2019年6月13日開催の取締役会において、会社法上の増加する資本金の額は、2019年7月9日に決定される予定の引受価額に基づき、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとし、会社法上の増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とすることを決議しております。
 5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格（2,580円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は647,580,000円となります。

3【募集の条件】

(1)【入札方式】

①【入札による募集】

該当事項はありません。

②【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2)【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本 組入額 (円)	申込株 数単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1	未定 (注) 1	未定 (注) 2	未定 (注) 3	100	自 2019年 7月10日(水) 至 2019年 7月16日(火)	未定 (注) 4	2019年 7月17日(水)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格の決定に当たり、2019年 7月 1 日に仮条件を提示する予定であります。

当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、2019年 7月 9 日に発行価格及び引受価額を決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、2019年 7月 1 日開催予定の取締役会において決定します。また、前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、会社法上の払込金額及び2019年 7月 9 日に決定される予定の発行価格、引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、前記「2 募集の方法」に記載の資本組入額の総額を、前記「2 募集の方法」に記載の発行数で除した金額とし、2019年 7月 9 日に決定する予定であります。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。なお、申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、2019年 7月18日（以下「上場（売買開始）日」という。）の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

7. 申込みに先立ち、2019年 7月 2 日から2019年 7月 8 日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、各社の定める配分に係る基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分に係る基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認ください。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は本募集を中止いたします。

①【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

②【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 赤坂支店	東京都港区赤坂二丁目 5 番 1 号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

4 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
SMB C日興証券株式会社 株式会社SBI証券 野村證券株式会社 極東証券株式会社 いちよし証券株式会社 エース証券株式会社 岡三証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 東京都港区六本木一丁目6番1号 東京都中央区日本橋一丁目9番1号 東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番7号 東京都中央区八丁堀二丁目14番1号 大阪府大阪市中央区本町二丁目6番11号 東京都中央区日本橋一丁目17番6号	未定	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、払込期日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
計	—	251,000	—

- (注) 1. 各引受人の引受株式数は、2019年7月1日に決定する予定であります。
2. 上記引受人と発行価格決定日(2019年7月9日)に元引受契約を締結する予定であります。
3. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
595,773,600	9,000,000	586,773,600

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(2,580円)を基礎として算出した見込額であります。
2. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。また、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。

(2) 【手取金の使途】

上記の差引手取概算額586,773千円に本第三者割当増資の手取概算額上限181,890千円を合わせた手取概算額合計上限768,663千円については、以下のとおり充当する予定であります。

- ① 顧客企業数等の増加に伴う通信トラヒック増加や、機能拡充に対応するため、内部サーバ費用等として280,000千円(2020年7月期:80,000千円、2021年7月期:100,000千円、2022年7月期:100,000千円)
- ② 今後の会社規模の拡大及び事業ポートフォリオの多様化のため優秀な新規エンジニア等の確保を目的とした人件費及び人材採用教育費として378,000千円(2020年7月期:105,000千円、2021年7月期:182,000千円、2022年7月期:91,000千円)
- ③ 人員の増加に伴い必要となるオフィス増床のための追加敷金及び費用等として96,000千円(2020年7月期:42,000千円、2021年7月期:27,000千円、2022年7月期:27,000千円)
- ④ 金融機関からの借入金の返済として9,000千円(2020年7月期:9,000千円)

なお、残額は人件費として2023年7月期までに充当する予定です。また、上記調達資金は、具体的な充当期期までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

第2【売出要項】

1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

2019年7月9日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受を行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出しを行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング方式	262,000	675,960,000	東京都杉並区 松原 裕樹 131,000株
				東京都文京区 山田 剛史 131,000株
計(総売出株式)	—	262,000	675,960,000	—

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。
2. 本募集における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
3. 売出数等については今後変更される可能性があります。
4. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況等を勘案しオーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。
5. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4 ロックアップについて」をご参照ください。
6. 振替機関の名称及び住所は、前記「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注) 5に記載した振替機関と同一であります。
7. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（2,580円）で算出した見込額であります。

2 【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

（1）【入札方式】

①【入札による売出し】

該当事項はありません。

②【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

（2）【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株 数単位 (株)	申込 証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契 約の内容
未定 (注) 1 (注) 2	未定 (注) 2	自 2019年 7月10日(水) 至 2019年 7月16日(火)	100	未定 (注) 2	引受人の本店 及び全国各支 店	東京都千代田区丸の内三丁目3 番1号 S M B C 日興証券株式会社	未定 (注) 3

(注) 1. 売出価格の決定方法は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 1と同様であります。

2. 売出価格、引受価額及び申込証拠金は、本募集における発行価格、引受価額及び申込証拠金とそれぞれ同一といたします。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

3. 引受人の引受価額による買取引受けによることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売
出価格決定日（2019年7月9日）に決定する予定であります。なお、元引受契約においては、引受手数料は
支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。

4. 上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。

5. 株式受渡期日は、上場（売買開始）日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機
構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を
行うことができます。

6. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

7. 上記引受人の販売方針は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の
(注) 7に記載した販売方針と同様であります。

3【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数（株）		売出価額の総額 （円）	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札 による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札 によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング 方式	76,900	198,402,000	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 SMB C日興証券株式会社
計(総売出株式)	—	76,900	198,402,000	—

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況等を勘案した上で行われる、SMB C日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式の売出しであります。なお、上記売出数は上限の株式数を示したものであり、需要状況等により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。
- オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。
2. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。
3. 本募集における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
4. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注) 5に記載した振替機関と同一であります。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（2,580円）で算出した見込額であります。

4【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

(1)【入札方式】

①【入札による売出し】

該当事項はありません。

②【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2)【ブックビルディング方式】

売出価格 （円）	申込期間	申込株数単位 （株）	申込証拠金 （円）	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契 約の内容
未定 (注) 1	自 2019年 7月10日(水) 至 2019年 7月16日(火)	100	未定 (注) 1	SMB C日興証券株式 会社の本店及び全国各 支店	—	—

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
2. 株式受渡期日は、上場（売買開始）日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。
3. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
4. SMB C日興証券株式会社の販売方針は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 7に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 東京証券取引所マザーズへの上場について

当社は前記「第1 募集要項」における募集株式及び前記「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、SMB C日興証券株式会社を主幹事会社として東京証券取引所マザーズへの上場を予定しております。

2 オーバーアロットメントによる売出し等について

本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、76,900株を上限として、本募集及び引受人の買取引受による売出しの主幹事会社であるSMB C日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式（以下「借入株式」という。）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。なお、当該売出株式数は上限の株式数を示したものであり、需要状況等により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。

これに関連して、オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合は、当社はSMB C日興証券株式会社に対して、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限として、本第三者割当増資の割当を受ける権利（以下「グリーンシュエアプション」という。）を、2019年8月15日行使期限として付与します。

SMB C日興証券株式会社は、借入株式の返還を目的として、上場（売買開始）日から2019年8月15日までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数の範囲内で東京証券取引所において当社普通株式の買付（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があり、当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は借入株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、SMB C日興証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わない、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

SMB C日興証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数からシンジケートカバー取引により買付けた株式数を控除した株式数についてのみ、グリーンシュエアプションを行使し本第三者割当増資の割当に応じる予定であります。したがって、本第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

SMB C日興証券株式会社が本第三者割当増資に応じる場合には、SMB C日興証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しによる手取金をもとに払込みを行います。

オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については、2019年7月9日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、SMB C日興証券株式会社による貸株人からの当社普通株式の借り入れは行われません。したがって、SMB C日興証券株式会社はグリーンシュエアプションを全く行使しないため、失権により、本第三者割当増資による新株式発行は全く行われません。また、東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

3 第三者割当増資について

上記「2 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載のSMB C日興証券株式会社を割当先とする本第三者割当増資について、当社が2019年6月13日開催の取締役会において決議した内容は、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 76,900株
(2)	募集株式の払込金額	未定（注）1
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、割当価格に基づき、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とします。（注）2
(4)	払込期日	2019年8月20日（火）

- （注）1．募集株式の払込金額（会社法上の払込金額）は、1株につき、前記「第1 募集要項 3 募集の条件（2）ブックビルディング方式」に記載の本募集における払込金額（会社法上の払込金額）と同一とし、2019年7月1日開催予定の取締役会において決定します。
- 2．割当価格は、1株につき、前記「第1 募集要項 3 募集の条件（2）ブックビルディング方式」に記載の本募集における引受価額と同一とし、2019年7月9日に決定します。

4 ロックアップについて

本募集及び引受人の買取引受による売出しに関し、貸株人かつ売出人である松原裕樹、売出人である山田剛史、当社株主である前田有幾、当社役員かつ当社新株予約権者である志村優太、池田裕、塚田英樹及び高木伸學は、SMB C日興証券株式会社（以下「主幹事会社」という。）に対して、本募集及び引受人の買取引受による売出しに係る元引受契約締結日に始まり、上場（売買開始）日から起算して180日目の2020年1月13日までの期間中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、元引受契約締結日に自己の計算で保有する当社普通株式（潜在株式を含む。）の売却等を行わない旨を約束しております。

当社新株予約権者である井上裕貴、広畑壮一郎、村上航規、友野拓也、松田暁、光益義幸、土屋達示、矢ノ目亮、平藤療、岡田卓也、中田雄太、山田彩実、加藤瞳、平文英徳、小林尚貴、星子恭平、南保大地、藁谷富次郎及び豊田智香は、主幹事会社に対して、本募集及び引受人の買取引受による売出しに係る元引受契約締結日に始まり、上場（売買開始）日から起算して90日目の2019年10月15日までの期間中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、元引受契約締結日に自己の計算で保有する当社普通株式（潜在株式を含む。）の売却等を行わない旨を約束しております。

当社株主である株式会社メディアシークは、主幹事会社に対して、本募集及び引受人の買取引受による売出しに係る元引受契約締結日に始まり、上場（売買開始）日から起算して90日目の2019年10月15日までの期間中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、元引受契約締結日に自己の計算で保有する当社普通株式の売却等（ただし、その売却価格が募集における発行価格又は売出しにおける売出価格の1.5倍以上であって、主幹事会社を通して行う東京証券取引所での売却等は除く。）を行わない旨を約束しております。

また、当社は、主幹事会社に対し、本募集及び引受人の買取引受による売出しに係る元引受契約締結日に始まり、上場（売買開始）日から起算して180日目の2020年1月13日までの期間中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利あるいは義務を有する有価証券の発行又は売却（本第三者割当増資に係る新株式発行並びに株式分割による新株式発行等及びストック・オプションに係る新株予約権の発行を除く。）を行わないことに合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社は、その裁量で当該合意内容の一部若しくは全部につき解除し、又はその制限期間を短縮する権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当に関し、割当を受けた者との間で継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照ください。

第二部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期
決算年月	2014年7月	2015年7月	2016年7月	2017年7月	2018年7月
売上高 (千円)	38,028	89,117	390,725	628,803	610,247
経常利益 (千円)	276	34,266	187,148	279,424	211,082
当期純利益 (千円)	148	23,085	127,145	166,267	149,168
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	1,000	8,500	13,000	13,000	43,450
発行済株式総数 (株)	100	2,000	20,600	206,000	210,200
純資産額 (千円)	1,148	39,233	175,379	341,647	551,715
総資産額 (千円)	11,289	70,885	354,007	577,399	729,002
1株当たり純資産額 (円)	11,480.16	19,616.98	8,513.59	82.92	131.24
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益金額 (円)	1,480.16	12,821.62	6,237.66	40.36	36.00
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	10.17	55.35	49.54	59.17	75.68
自己資本利益率 (%)	12.89	114.34	118.49	64.32	33.39
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	151,512	74,143
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△21,476	△42,734
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	58,434	24,536
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	—	—	—	397,182	453,127
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	4 (—)	5 (—)	15 (—)	18 (—)	26 (3)

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社がないため記載しておりません。

4. 1株当たり配当額及び配当性向については配当を実施しておりませんので、記載しておりません。

5. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、第1期及び第2期は潜在株式が存在しないため記載しておりません。第3期、第4期及び第5期は潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

6. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

7. 第4期及び第5期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、太陽有限責任監査法人の監査を受けております。

なお、第1期、第2期及び第3期については、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）の規定に基づき算出した各数値を記載しております。また、当該各数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく、太陽有限責任監査法人の監査を受けておりません。

8. 当社は第4期よりキャッシュ・フロー計算書を作成しておりますので、第1期から第3期までのキャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。
9. 従業員数は就業人員であり、平均臨時雇用者数（アルバイト含む。）は年間平均人員を（ ）外数で記載しております。
10. 当社は2013年8月20日設立のため、第1期は、2013年8月20日から2014年7月31日までの11か月と12日間となっております。
11. 当社は、2015年7月23日付で普通株式1株につき18株の株式分割を行っておりますが、第2期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
12. 当社は、2016年7月30日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っておりますが、第3期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
13. 当社は、2017年7月28日付で普通株式1株につき10株、2019年2月20日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っておりますが、第4期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
14. 当社は、2015年7月23日付で普通株式1株につき18株、2016年7月30日付で普通株式1株につき10株、2017年7月28日付で普通株式1株につき10株、2019年2月20日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っております。

そこで、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）』の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第1期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。

なお、第1期、第2期及び第3期の数値（1株当たり配当額についてはすべての数値）については、太陽有限責任監査法人の監査を受けておりません。

	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期
	2014年7月	2015年7月	2016年7月	2017年7月	2018年7月
1株当たり純資産額 (円)	0.32	9.81	42.57	82.92	131.24
1株当たり当期純利益金額 (円)	0.04	6.41	31.19	40.36	36.00
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—
(うち1株当たり中間配当額)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)

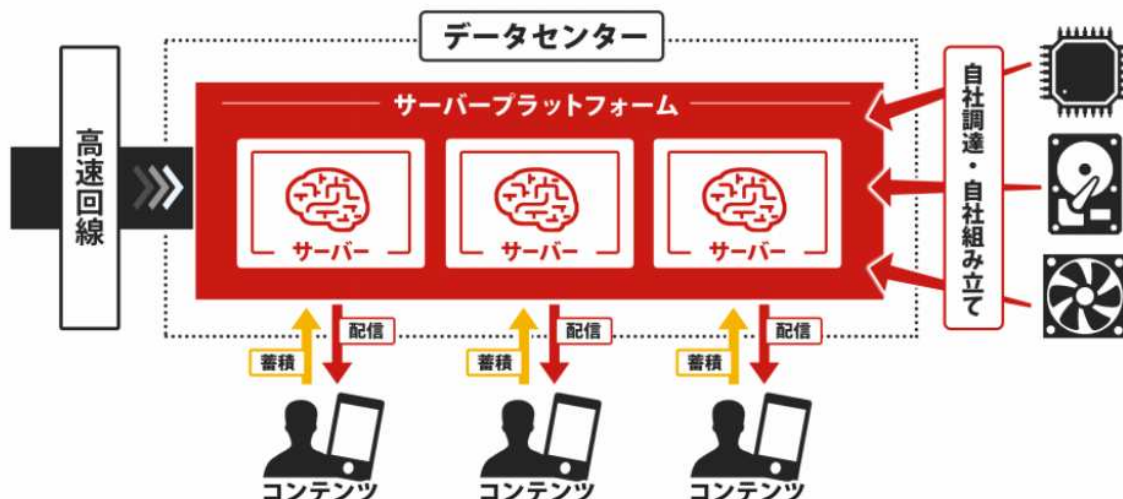
2 【沿革】

年月	概要
2013年 8 月	東京都千代田区飯田橋に、インターネットサービス事業を主目的として株式会社L i n k - U（資本金1,000千円）を設立
2014年10月	本社を千代田区飯田橋から港区六本木に移転
2014年12月	株式会社小学館との協業により、スマートフォンアプリ「マンガワン」をリリース
2015年 7 月	資本金を8,500千円に増資
2015年12月	資本金を13,000千円に増資
2016年 6 月	本社を港区六本木から港区虎ノ門に移転
2017年 1 月	株式会社スクウェア・エニックス提供のスマートフォンアプリ「マンガUP!」をリリース
2017年 8 月	株式会社白泉社提供のスマートフォンアプリ「マンガPark」をリリース
2018年 1 月	資本金を28,225千円に増資
2018年 7 月	資本金を43,450千円に増資
2018年10月	本社を港区虎ノ門から千代田区神田駿河台に移転

3【事業の内容】

(1) 事業の概況

当社は、「世の中の課題を技術で解決する」という経営理念のもと、自社設計のオリジナルサーバーを基軸としたデータ配信と、そのデータを適切に蓄積・分析・処理するAIソリューションを併せてワンストップで提供するサーバープラットフォームビジネスを展開しております。その中で培ったサーバーインフラ技術、データ処理技術及びコンテンツ処理技術等を強みとして、事業規模を拡大してまいりました。



(注) データセンター及び付随する高速回線についてはハウジングサービスを利用しており、通信事業者が所有するデータセンター設備内に、当社のサーバーを設置しております。

(2) 技術の特徴

当社のサーバープラットフォーム技術には、以下の特徴があります。

①ユーザビリティ

・高速配信が可能

ハウジングで利用しているデータセンターにおいて、インターネット回線が集積する東京都千代田区大手町から当社のみが利用する専用線を引き込んでおり、自社のみで利用できる環境にある高速なインターネット回線を通じて配信しているため、他社の利用状況の影響を受けず安定した高速配信により快適なユーザー体験を提供できる能力を有しております。

当社は高性能なサーバーを自社で保有していることを利点として、仮想化（注1）やルーティング（注2）によるオーバーヘッド（注3）なくサーバーを稼働させております。

ユーザーに快適な使用環境を提供することは、隙間時間の活用やサービスへの接触機会の増加につながり、ユーザー満足度の向上のために重要であると考えております。

・コンテンツ処理

マンガに適した画像とするためのトーンをグラデーションにする処理技術（注4）、画像圧縮技術、ノイズリダクション（注5）技術及びアップコンバート（注6）技術を有しております。

その他、パソコン上のブラウザやスマートフォン上での快適な画面の閲覧が可能になる画像表示ソフトウェア（viewer）、データの大量配信に対応した電子認証システム等の技術を有しております。

動画につきましても、画像と同じく圧縮処理技術・ノイズリダクション等の技術を有しております。

・通信量削減

ユーザーの読書履歴及びお気に入り登録などから、大量のデータにより学習した情報を基にユーザーが読むであろうコンテンツを予測し、充電中かつWi-Fiに接続しているユーザーの端末への事前の配信を可能にしております。これにより携帯電話回線接続時にダウンロードが不要になることから画像表示に要する時間及び通信量が削減され、電車の中など電波状態の悪い環境におけるコンテンツ閲覧に要する通信環境のハードルが下がり、パケット制限への抵触が回避しやすくなります。

またユーザーの回線状態に合わせてコンテンツのクオリティを自動調整することにより、通信量の削減も可能となっております。

②安定した運用

・サービス停止の防止策

当社ではサーバーを3重化、ネットワークを2重化した、単一障害点（注7）のない冗長化（注8）構成を基本としております。突発的なサーバーダウンが発生した場合においてもダウンしたサーバーを自動で除外し、残りの2台のサーバーが相互補完する仕組みとなっており、サービスを中断することなく提供することが可能な体制となっております。同様に、ネットワークダウンが発生した場合においても、予備のネットワークに自動で切り替える体制となっております。

・耐障害性の高さ

データベースサーバーにおいて、マルチマスタ方式（注9）を採用しております。一般的にはマスタ・スレーブ方式（注10）が採用されておりますが、マスタデータを更新してからスレーブデータに更新されるまでにタイムラグが発生し、マスタサーバーに不具合が発生した場合、マスタ・スレーブの切替の処理が必要というデメリットがあります。マルチマスタ方式を採用することにより、マスタ・スレーブの切替の処理が不要となり、障害発生時に自動フェイルオーバー（注11）によるサービスの継続が可能となっております。

③高コストパフォーマンス

・低コストでの運用

コンテンツの電子配信事業者は、クラウドサーバー事業者を活用することが通常であるなかで、当社は用途、配信量に応じたサーバーハードウェアを自社設計する方針としており、画像・動画の高速大量配信に特化したオリジナルサーバーを高性能・低コストで調達することができます。通常、サーバーの台数が増加するほど、サーバー間の連携をとるためのシステムは複雑になり、サーバーの監視に要する人的コストは高まります。当社はサーバー1台の性能を高めることにより、少数のサーバーにより運営しております。それにより複雑なシステムを構築する必要がなく、また監視対象が少ないため、保守に要する労力も削減しております。

・サーバーコスト抑制

当社は圧縮率の高いフォーマットであるWebP（注12）を採用しております。コンテンツの容量を削減することにより、サーバーを構築するうえで確保する必要のある容量を削減、サーバーに必要なコストを抑制しております。

④マーケティング

迅速なフィードバック

当社は高速なデータベースの集計処理を可能とする技術を有しております。データの高速取得は、データ分析の容易さに直結するため、リアルタイムで取得したユーザーの動向を、サービスに対して迅速にフィードバックを行うことが容易となっております。

⑤セキュリティ

著作権保護技術

動画コンテンツにおいては、DRM（注13）としてGoogle Inc.が提供するWideVine（注14）を採用した実績があります。

- （注） 1. 仮想化：サーバーなどのハードウェアリソースを、物理的な構成にとらわれずに、論理的に統合や分割することができる技術のこと。1台のサーバーを複数台のサーバーであるかのように論理的に分割して、それぞれにOSを動作させることが可能。
2. ルーティング：送信元から宛先まで、データを転送すること。
3. オーバーヘッド：コンピューターが処理する際の、当該処理を実行するために必要となる付加的な負荷。
4. トーンをグラデーションにする処理技術：目の細かいトーンを潰してグラデーションにすることでデータ量を削減する技術。
5. ノイズリダクション：音声や映像等といった信号に含まれるノイズを抑圧・軽減する、信号処理の一種。
6. アップコンバート：多層構造のニューラルネットワークを用いた機械学習である深層学習を利用して、低解像度の画像を高解像度の画像に近づける技術。低解像度の画像と高解像度の画像を大量に準備し、低解像度を不正解、高解像度を正解とPCに学習させ、低解像度の画像からPCに正解（高解像度の画像）を導き出させる。
7. 単一障害点：その単一箇所が停止するとシステム全体が停止するような箇所。

8. 冗長化：システムの一部に何らかの障害が発生したケースに備えて、障害発生後もシステム全体の機能を維持するため、予備装置を普段から配置、運用しておくこと。
9. マルチマスタ方式：複数のデータベースサーバーが本番データベースのみで構成される。更新がすべてのデータベースに遅延なく反映され、常に同じデータを格納する方式。すべてのデータベースは更新／検索ともに可能となっている。
10. マスタ・スレーブ方式：1つの本番データベース（マスタ）と複数の複製データベース（スレーブ）で構成される。アプリケーションからの更新はマスタデータベースが受け付け、マスタデータベースの更新データが順次スレーブデータベースに反映される方式。スレーブデータベースは検索用途に限定される。
11. フェイルオーバー：稼働中のシステムで問題が生じてサーバーが停止してしまった際に、待機サーバーに切り替える仕組み。
12. WebP：Google Inc.が開発しているオープンな静止画フォーマット。
13. DRM：動画などのデジタルデータの無制限な利用を防ぎ、コンテンツを保護する技術の総称。
14. WideVine：Google Inc.が提供する著作権保護技術。

(3) サービスの内容

本書提出日現在、当社の事業は「インターネットサービス事業」の単一セグメントであり、当該事業セグメントは、上記の技術を基盤とした3つのサービスから構成されております。3つのサービスとは「リカーリングサービス」、「初期開発・保守開発サービス」、その他にスポットで発生する「その他サービス」であり、それぞれのサービス概要は以下のとおりであります。

①リカーリングサービス

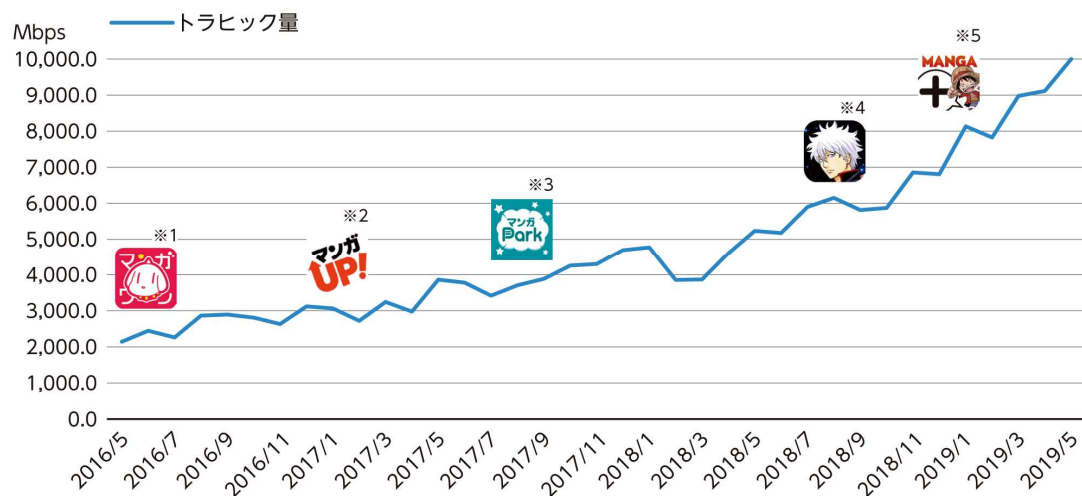
「リカーリングサービス」は、当社の持続的な収益基盤となるレベニューシェア（注15）収益及び月額固定収益で構成されております。①サーバーの調達、システムの構築及びデータセンター設置のサーバー保守運用、②継続するスマートフォンアプリケーションの開発・アップデート並びに③サービス運用及び広告運用の組み合わせ、もしくは単体でこれらのサービスを提供しております。

事業領域としては、電子書籍配信サービスに注力しております。

電子書籍配信サービスでメインのサービスは、その配信者（コンテンツホルダー）または配信者からサービス運営を受託した企業とのレベニューシェア契約を締結しているサービスであり、株式会社小学館が提供するマンガアプリである「マンガワン」においては上記サーバー、アプリ開発及びサービス運用の3サービスをまとめて提供しており、株式会社スクウェア・エニックスが提供する「マンガUP!」及び株式会社白泉社が提供する「マンガPark」では、サーバーサービスを提供しております。

電子書籍配信サービスではマンガコンテンツをメインに配信しておりますが、その他に当社の技術を活用しながら動画コンテンツや小説コンテンツも配信し、他サービスとの差別化を図り、付加価値の向上に努めております。

当社のサーバープラットフォームは、エンターテインメント領域に幅広く利用されており、そのトラフィック量は増加傾向を示しております。



トラフィック量：データセンターにおける月間トラフィック量の上位5%を除いた最大値。95パーセンタイル値。

※1 マンガワン：2014年12月リリース。（株）小学館提供のマンガアプリ。

※2 マンガUP!：2017年1月リリース。（株）スクウェア・エニックス提供のマンガアプリ。

※3 マンガPark：2017年8月リリース。（株）白泉社提供のマンガアプリ。

※4 銀魂公式アプリ：2018年8月リリース。（株）集英社提供のマンガ・ノベル・アニメアプリ。

※5 MANGA Plus by SHUEISHA：2019年1月リリース。（株）集英社提供の海外配信マンガアプリ。

（注）15. レベニューシェア：企業間の提携手段のひとつ。支払い枠が固定された委託契約ではなく、企業が互いにパートナーとして提携し、リスクを共有しながら、相互の協力で生み出した利益を予め決めておいた配分率で分け合うこと。

マンガアプリの主な収益構造は、ユーザーからの課金及び広告収入となっております。

「マンガワン」については、ライフ、SPライフ、チケットの3種類のポイントがあり、それぞれのポイントを使用することでマンガを閲覧することが可能となっております。ライフは1日に2回4ポイントまで回復します。SPライフは広告の閲覧や、広告主の提供するサービスの利用、課金の際のおまけポイント等により入手可能です。チケットは、ユーザーがApple Inc. やGoogle Inc. といったプラットフォーム運営事業者による課金決済を通じて入手できるポイントになります。「マンガUP!」及び「マンガPark」も同様の構造となっております。また、コンテンツにより閲覧する際に使用できるポイントの種類が異なっております。

当社が提供するマンガアプリは無料ポイントを付与するフリーミアムモデル（注16）により、ユーザーのマンガ閲覧に対する敷居を下げ、アプリに慣れ親しんでもらいたいと考えております。またアプリオリジナル作品を提供するアプリもあり、ユーザー獲得に努めております。

なお、「マンガワン」の収益は、まずユーザーの課金額からプラットフォーム手数料を差し引いた金額がプラットフォーム運営事業者からコンテンツホルダーへ、また広告料が広告代理店からコンテンツホルダーへ支払われます。次に両者を合計した金額から、レベニューシェア料率に基づいた配分額がコンテンツホルダーから当社へ支払われます。また「マンガUP!」及び「マンガPark」の収益は、コンテンツホルダーから共同開発先へ支払われた配分額からサービス運用のための諸費用を控除したうえで、レベニューシェア料率に基づいた配分額が共同開発先から当社へ支払われます。

（注）16. フリーミアムモデル：制約の範囲内では無償でサービスを利用でき、制約以上のサービス利用のために課金等が必要となるモデル。

当社はもともとクラウドサーバーを独自の技術で効率的に運用することにより、顧客のサーバー費用の削減を提案し、収益化に繋げてきました。その成長により得た資金でオンプレミスサーバー（注17）での管理が可能になり、ビジネス規模を拡大してまいりました。レベニューシェアのコンテンツ配信サービスはオンプレミスサーバーでの配信を核とし、画像処理技術やデータ分析を付加価値として提供することが評価され獲得した案件であり、今後も当社事業の中核をなしていくと考えております。しかしながら、クラウドサーバーからオンプレミスサーバー管理へ環境は変わりましたが、従来営んできたような顧客のサーバー費用の削減に貢献し、当社の収益化に繋がるサーバー保守運用サービスについても、ストック型のビジネスとして案件を拡大してまいります。その一例として、株式会社メディアシークが運営する、QRコードリーダーアプリ「ICONIT」のサーバー保守運用を行っております。

（注）17. オンプレミスサーバー：自社運用サーバー

②初期開発・保守開発サービス

「初期開発・保守開発サービス」は、リカーリングサービス案件獲得のための受託開発を提供するサービスです。取引先の新規サービス立ち上げ時、既存サーバーからの乗り換え時に、当社がその後のサービス保守運用も見据えたサーバープラットフォームやアプリケーション等をワンストップで提供します。またサービスのアップデートのための開発も請け負っております。

当社はリカーリングサービスの拡大による持続的な成長に努めております。そのためには初期開発においてクオリティの高い成果物、納期の遵守等の顧客ニーズを確実に満たす必要があります。また、その後の保守運用において、安定的なサービス運用及びユーザー動向をサービスに反映するための適時のアップデート対応なども必要となっており、今後も技術力を基礎とした開発サービスの提供により取引先からの信頼を獲得し、リカーリングサービス案件の獲得に努めてまいります。

③その他サービス

「その他サービス」は、上記の2サービスには分類されないWebサイト開発などスポットの開発案件を主として構成されております。

サービスの収益構造としては、初期開発売上及び保守開発売上と、レベニューシェア収益及び月額固定収益から構成されるサーバープラットフォームの継続利用料になります。

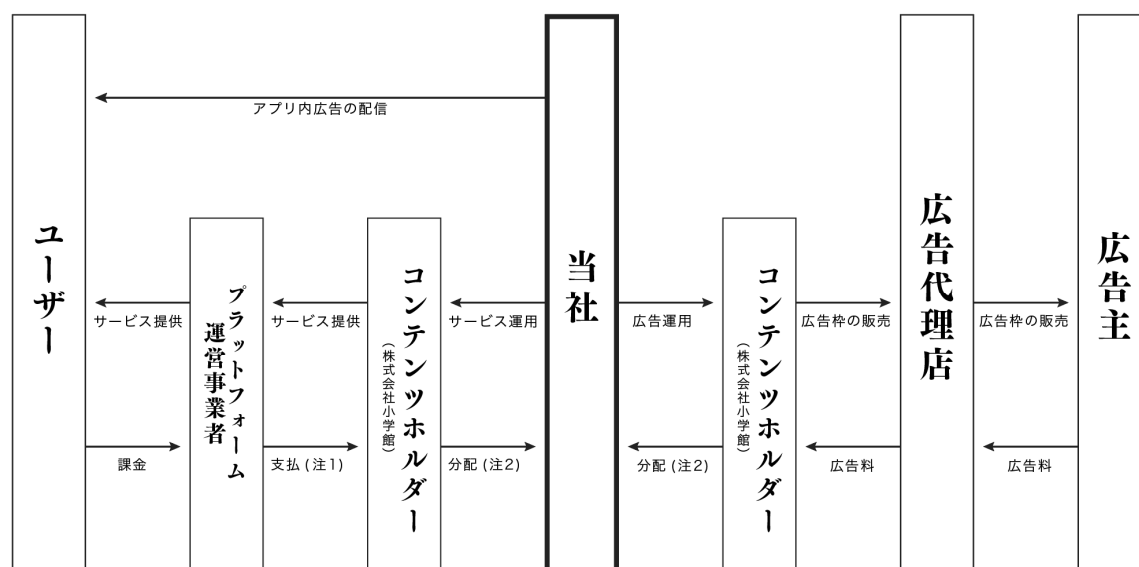
取引先のニーズに合わせてサービス毎に自社で設計したオリジナルサーバーを提供しており、クラウドのサービス等へスイッチングする場合には、最適化された環境から汎用的な環境へと移行することによるコストが高くなるため、案件の失注を防ぎ安定的な収益の獲得に貢献しております。

[事業系統図]

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。

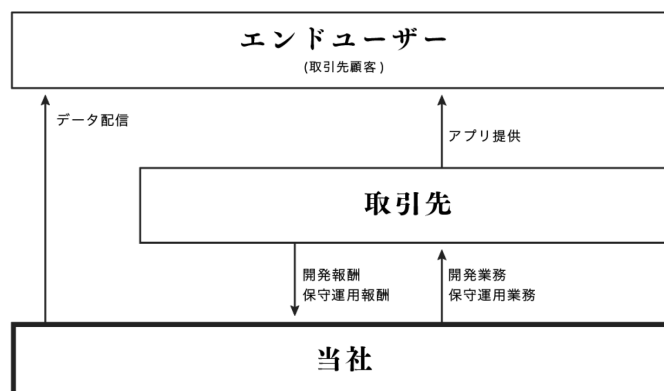
(1) リカーリングサービス

① リカーリングサービスで主力になっている「マンガワン」の事業系統図は以下のとおりであります。



- (注) 1. ユーザーの課金額からプラットフォーム手数料（Apple Inc.やGoogle Inc.などのプラットフォーム運営事業者による代金回収代行業務及び売上管理業務に対する手数料）を差し引いた金額が、プラットフォーム運営事業者からコンテンツホルダーへ支払われます。
2. プラットフォーム運営事業者及び広告代理店から支払われた収益額のうち、当社への配分額がコンテンツホルダーより支払われます。

② 上記レベニユーシェア契約の他に、取引先企業に対する継続開発及びサーバー保守運用等、継続した収益が見込める案件をリカーリングサービスとしております。



(2) 初期開発・保守開発サービス

リカーリングサービス案件獲得のための開発案件になります。

スマートフォンアプリケーション、Webシステム等の開発やサーバーシステムの構築等の案件となっております。取引先に納入する単純な取引であるため、事業系統図の記載を省略しております。

(3) その他サービス

その他サービスについては、売上金額が小さくまたその商流が多様であるため、事業系統図の記載を省略しております。

4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2019年5月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
41 (5)	29.1	1.8	6,232

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（アルバイト含む。）は、最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 当社はインターネットサービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の従業員の記載は行っておりません。
4. 従業員数が最近1年間に於いて16名増加したのは、主として業務拡大に伴う採用によるものであります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係については円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

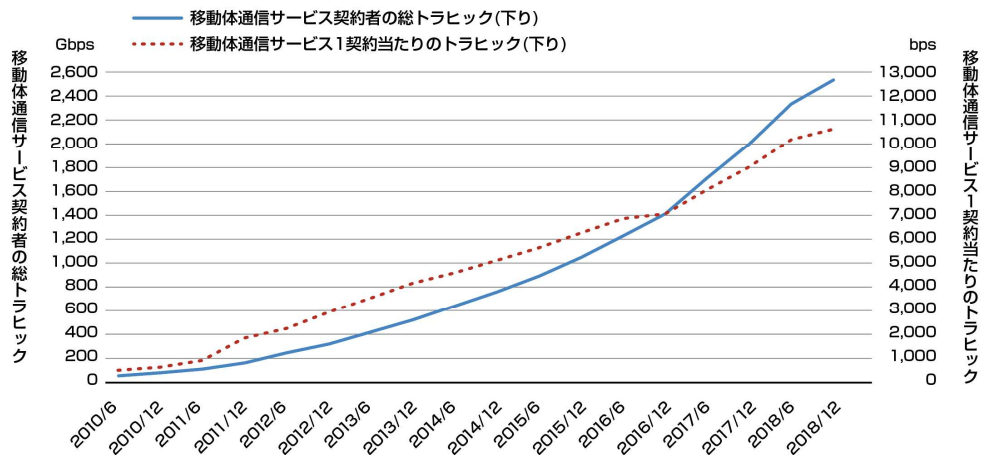
文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営方針

当社は、「人の期待を常に超える」という経営理念のもと、自社設計のオリジナルサーバーを基軸としたデータ配信と、そのデータを適切に蓄積・分析・処理するAIソリューションを併せてワンストップで提供するサーバープラットフォームビジネスを展開しております。

(2) 経営戦略等

ネット利用状況の変化により、スマートフォンのトラフィック量は更に飛躍的に増加していくと予測しております。そのような状況下において、当社の強みである大量のデータを高速かつ安価に捌けることの優位性も比例して高まっていくと考えております。当社は汎用的に応用可能な技術を有しており、様々な領域に進出可能なため、上記背景による需要と優位性の高まりを活かしながら、ストック収益の積み上げにリソースを投下してまいります。



出所) 総務省「我が国の移動通信トラフィックの現状」より作成

(3) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社は持続的な成長を通じた企業価値の向上を目指しており、売上高を重要な経営指標と位置付け、収益力の向上に邁進してまいります。また堅実な経営基盤を構築するため、営業利益を重要な経営指標と位置付け、経営の効率化を図ってまいります。

(4) 当社の経営成績に影響を与える経営環境

当事業年度におけるわが国経済は、政府の経済政策や日銀の金融緩和等の効果によって、雇用・所得環境に改善が見られ、景気は緩やかな回復基調が続いているものの、通商問題の動向が世界経済に与える影響や、海外経済の不確実性、金融資本市場の変動がわが国経済に影響を及ぼす可能性があり、先行きは不透明であります。

当社の事業領域である情報通信産業は、総務省発行の「平成30年版情報通信白書」によると、2016年時点で94.4兆円の市場規模となっており、全産業の9.6%を占めております。また2011年価格をベースとした実質国内生産額では、2000年から年平均成長率0.7%で成長しております。また中でもネット利用状況の変化により、移動体通信サービス契約者の総トラフィック量は、2017年12月時点の1,999Gbpsから2018年12月時点で2,535Gbpsと、前期比で約27%増加しました（総務省「我が国の移動通信トラフィックの現状」）。今後、スマートフォンのトラフィック量は更に飛躍的に増加していくものと見込んでおります。

当社が注力する電子書籍市場につきまして、2017年度の市場規模は2,241億円と推計され、2016年度の1,976億円から265億円（13.4%）増加しており、電子書籍と電子雑誌を合わせた電子出版市場は2,556億円になりました。2018年度以降の日本の電子出版市場は今後も拡大基調で、2022年度には2017年度の1.4倍の3,500億円程度になると予測されております（インプレス総合研究所「電子書籍ビジネス調査報告書2018」）。

またICT総研の「2017年 有料動画配信サービス利用動向に関する調査」によると、2015年末（12月末）時点の有料動画配信サービス利用者は980万人で、2022年にはPPV（注）利用者と合わせて2,010万人にまで拡大すると予測されており、また現在、無料動画サービスしか利用していないユーザーが有料サービスに移行する可能性もあり、有料動画サービスの潜在市場は大きいものと想定されております。今後5Gの整備により、より動画視聴環境の向上が見込まれ、動画視聴サービスへの需要は高まっていくと思われます。また、動画視聴サービス提供時のハー

ドルとなりやすいDRMにつきましても、当社が一貫してご提供することにより、サービス開始時のコストの最小化を実現しております。

(注) PPV : Pay Per View。定額制のコンテンツ視聴システム。

(5) 対処すべき課題

当社では下記の事項を対処すべき課題として取り組みを進めております。

① システム技術の強化

当社のサービスとして、電子認証、大量データ配信に対応したシステムを提供しております。今後予想される更なる1人当たりデータ配信量の増加、ユーザー数の増加、IoTデバイス等の新たなデバイスに対応した新しい技術の開発に取り組んでまいります。

② 新たなコンテンツホルダーとの契約の実現

当社の主力事業であるコンテンツビジネスにおいて、継続的な成長のためには、今まで取扱いができなかったコンテンツホルダーと契約して、商材としての知名度が高く人気のあるコンテンツを獲得することで、コンテンツを拡充していくことが不可欠であると考えております。したがって、これまでのマンガを中心とした画像配信に加え、今後はアニメーション、ドラマ、映画等動画サービスを展開する上で、新たなコンテンツホルダーとの契約を実現していく必要があります。

③ 将来に向けた新規事業・技術力向上について

当社が事業を展開するインターネット業界においては、ボーダレス化の加速や競合企業の台頭など、市場環境や顧客ニーズ、競合他社の状況が常に変化しており、今後も変化の激しい事業環境になることが想定されます。

このような事業環境においては、将来を見据えた新規事業の創出や技術のキャッチアップは重要な課題であると考えております。

今後、当社の中長期の競争力確保につながる技術力の向上及びノウハウの蓄積を積極的かつ継続的に行うとともに、新規事業開発にも取り組んでまいります。

④ 海外事業展開の推進

当社は主に国内で事業展開しておりますが、多くの優良なコンテンツを抱える日本の電子書籍業界においては、ボーダレス化が進みグローバル市場での事業展開が加速していくものと思われます。当社としても日本の電子書籍コンテンツを海外配信するため業務体制を強化し、世界に向けたビジネスを展開していきたいと考えております。

⑤ 優秀な人材の確保

当社は、情報セキュリティスペシャリスト試験（現情報処理安全確保支援士試験）に合格したエンジニアが多く在籍しているものの、クライアントの更なる拡大を図るためには、引き続き優秀な人材を確保し育成することが重要であると考えております。

人材獲得競争は今後も厳しい状況が続くと思われますが、当社としましては、優秀な人材を惹きつけられるように、社内教育制度の整備、福利厚生の実施を図っていくとともに、サービスの提供を通じて業界での存在感をさらに高め、会社の魅力を訴求していくことで採用強化につなげたいと考えております。

⑥ 知的財産権について

当社は、これまで第三者の知的財産権に関してこれを侵害することのないよう対応してまいりました。しかしながら、当社の事業拡大に伴い、知的財産権の取扱いが増加することから、第三者の知的財産権を侵害することのないよう知的財産権への理解をさらに深め、管理体制の強化に努めてまいります。

⑦ 内部管理体制の強化

当社が今後更なる業容拡大を図るためには、各種業務の標準化と効率化の徹底を図ることにより、事業基盤を確立することが重要な課題であると考えております。そのため、適切かつ効率的な業務運営を遂行するために、従業員に対し業務フローやコンプライアンス等を周知徹底させ、内部管理体制の強化をするとともに、業務の有効性、効率性及び適正性の確保に努めてまいります。

2【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

① コンテンツ配信市場の動向について

当社の主力サービスが属するコンテンツ配信市場は拡大を続けておりますが、歴史が浅い新しいマーケットでもあります。当社としましては引き続きコンテンツ配信市場へ注力してまいります。利用者の嗜好の急激な変化、法制度の改正等により当社が関わるサービスが規制対象となった場合、その他、業界における取引慣行や価格体系の変化など、計画策定時の想定を超える不確定要素が顕在化した場合には、当社の経営方針や経営戦略の変更を余儀なくされ、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

なお、2018年7月期においてはマンガアプリへの依存度が高く、コンテンツ配信市場、特に電子マンガ配信市場の動向が、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

② Apple Inc. 及びGoogle Inc. の動向について

当社のスマートフォンアプリはApple Inc. 及びGoogle Inc. が運営する各アプリマーケット上において提供しており、当社の売上高に占める当該スマートフォンアプリによる売上高の割合は高くなっております。利用規約の変更など、プラットフォーム運営事業者の事業戦略の転換並びに動向によっては、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

③ スマートフォン及びタブレット端末等の普及について

当社の主力サービスが属する市場については、スマートフォン、タブレット端末等の普及が市場拡大に貢献しておりますが、スマートフォン、タブレット端末等の普及が当社の見込みよりも遅れた場合は、今後の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

④ 競合他社について

当社の主力サービスが属するコンテンツ配信市場は、法制度や規制又は特許等による参入障壁が低く、コンテンツ提供元である出版社等も非独占的にコンテンツ提供を行っております。このような状況を踏まえ、当社では今後もコンテンツラインナップの充実と当社が提供する配信システムの強化により、競合他社との差別化を図ってまいります。しかしながら、今後、当社の取扱うコンテンツ及び配信システムで他社との十分な差別化が図れない場合、利用者のニーズに適合したサービスの開発・提供や先進技術への対応等が遅れることによりサービス・技術の陳腐化を招いた場合には、当社が関わるサービスの利用者数が減少し、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 外的要因（自然災害等）について

当社は、インターネットや通信などの各種サービスの提供に必要な通信ネットワークや情報システムなどを構築・整備しております。地震・台風・洪水・津波・竜巻・豪雨・大雪・火山活動などの自然災害、火災や停電・電力不足、テロ行為、コンピューターウイルスなどの攻撃により、通信ネットワークや情報システムなどが正常に稼働しなくなった場合、当社の各種サービスの提供に支障を来す可能性があります。これらの影響が広範囲にわたり、復旧に相当時間を要した場合、信頼性や企業イメージが低下し、顧客の獲得・維持が困難になる可能性があります。また、通信ネットワークや情報システムなどを復旧するために多額の費用負担が発生する可能性があります。その結果、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑥ 特定顧客への依存について

当社の売上高は、特定顧客への依存度が高く、2018年7月期においては、主要顧客である株式会社小学館に対する売上高は499,268千円であり、当社の売上高全体の81.8%を占める規模となっております。なお、同社に対する売上高のうち、「マンガワン」による売上高がその大部分を占めております。

マンガワンは、サービスの方針について同社と協議の上、決定しております。しかしながら同社の方針、業績及び財政状態によっては、売上高や広告宣伝費を含む当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。今後、提供サービスの差別化、新規技術の獲得を促進することで売上高の維持・拡大に努めるとともに、新規顧客開拓を進めてまいります。競合企業がさらなる付加価値の創造を行うこと等によって新規顧客開拓が思うように進まなかった場合には、同社への依存度が軽減されず、同社の動向及び取引の動向によって、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

同社との契約期間は1年ごとの自動更新となっております。ニーズに合わせて自社で設計したオリジナルサーバーを提供しており、顧客満足度を高めるべく努めておりますが、競合他社の動向やシステムリスクの顕在化等、何

らかの理由により同社との契約が終了ないし大幅に縮小した場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑦ システムリスクについて

当社が関連するサービスは、スマートフォン等の端末によるインターネット接続によって提供されておりますが、当社が関連するサービスに対するアクセスの急激な増加等、一時的な負荷増大によって当社又は携帯電話通信キャリアのサーバーが作動不能に陥った場合や、当社のハードウェア又はソフトウェアの欠陥により正常な情報発信が行われなかった場合には、システムが停止しサービス提供が不可能となる場合があります。さらには、外部からの不正な手段によるコンピュータ内への侵入や当社担当者の過誤等によって、当社や取引先のシステムが置き換えられたり、重要なデータを消失又は不正に入手されたりする可能性があります。

当社としては、侵入防止策、担当者の過誤を防止する体制を採っておりますが、もし上記のような障害等が発生した場合には、当社に直接損害が生じる他、当社の社会的信用・信頼の低下を招きかねず、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑧ 知的財産権に係るリスクについて

当社では第三者の著作権等の知的財産権を侵害しないよう常に注意しておりますが、意図せず知的財産権を侵害した場合や、第三者から当該知的財産権に関する対価の支払要請が発生した場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑨ 海賊版サイトの台頭について

コンテンツビジネスにおいては、海賊版が流通することによってコンテンツホルダー、著作権者、バンダーなどが本来受け取るべき収益について機会損失が発生する場合があります、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑩ 人材の確保と定着化について

当社が成長、拡大するうえでサーバーエンジニアリングに長けた知識と経験を有する人材の確保が極めて重要となります。当社は当該分野でのスキル・経験を有する技術者の採用拡大を予定しており、今後も中途採用・新卒採用をあわせ優秀な人材の確保を進めてゆく方針ですが、いずれも継続的な人材の確保を保証するものではありません。適切な人材を十分に確保できなかった場合には、当社の事業拡大に制約を受ける可能性があります。

⑪ 小規模組織について

当社組織は、従業員数が2019年5月31日現在で41名（臨時従業員を除く）と規模が小さく、現在の社内管理体制もこの規模に応じたものとなっております。当社では、今後の事業強化、拡大に対応して人材の採用、育成と管理体制の強化を進めてまいります。必要な人材の確保や社内教育等が順調に進まなかった場合には、当社の事業拡大に影響を与え、その結果、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑫ 内部管理体制について

当社は、企業価値の持続的な増大を図るためにはコーポレート・ガバナンスが有効に機能することが不可欠であるという考えのもと、業務の適正性及び財務報告の信頼性の確保、さらに健全な倫理観に基づく法令遵守の徹底が必要であると認識しております。

また、当社では、役職員等の内部関係者の不正行為等が発生しないよう、リスク管理規程を制定し、当社の役職員が遵守すべきルールを定めており、内部監査等により遵守状況の確認を行っております。しかしながら、法令等に抵触する事態や内部関係者による不正行為が発生するといった事態が生じた場合、事業の急速な拡大により内部管理体制の構築が追いつかないという事態が生じる場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑬ 特定人物への依存について

当社の代表取締役社長である松原裕樹は、当社の強みである事業モデルの創出や経営方針及び経営戦略の策定において、取締役である山田剛史は当社の技術開発においてそれぞれ中心的な役割を果たしております。当社は、両名に対して過度に依存しない経営体制の構築を目指し人材の育成・強化に注力しておりますが、現状では両名が何らかの理由により業務執行できない事態となった場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑭ 法的規制に関するリスクについて

当社の事業は、個人情報の保護に関する法律、景品表示法、特定商取引に関する法律、資金決済法等、多岐にわたって関連しております。今後の法改正などにより当社事業分野において新たな法的規制が適用されることになり、当社の事業展開が制約を受けたり、対応措置をとる必要が生じたりする場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑮ 著作権管理に係るリスクについて

当社は電子書籍配信サービスが主力となっております。当該サービスをユーザーに提供するにあたり、コンテンツホルダーと著作権者（漫画家）との間で著作権に関する契約を締結しております。著作権の管理はコンテンツホルダーが責任を負いますが、著作権の管理に問題があり、著作権者から訴訟等が発生した場合、電子書籍配信サービスにおけるコンテンツホルダーの運営方針や掲載するコンテンツ数等が減少し、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑯ 個人情報の取扱いについて

個人情報の取扱いにつきましては、コンプライアンスの一環として、「個人情報の保護に関する法律」に沿った対応を取り、社内ルールを策定するなどの社内体制を整備しております。しかしながら、第三者による不正アクセスなどにより個人情報の漏洩があった場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑰ 配当政策について

当社は、株主に対する配当や自社株買い等の利益還元を重要な経営課題として認識しております。しかしながら、それと同時に内部留保の充実により経営基盤を強化すること、収益力強化及び収益基盤の多様化のための投資に充当することも重要であると認識しております。

したがって、経営成績や財政状態を総合的に勘案したうえで株主に対する利益還元を実施する方針ですが、当面は実施する見込みはなく、当該方針が投資家の支持を得られなかった場合、当社株価の形成に影響を及ぼす可能性があります。

⑱ 調達資金の使途について

当社が計画している公募増資による調達資金については、事業規模の拡大に係る人件費、サーバー購入に係る設備投資資金、オフィス増床に係る賃借料及び敷金並びに借入金の返済に充当する予定であります。しかしながら、当社が属するIT市場においては変化が著しいため、計画の変更に迫られ、調達資金を上記以外の目的で使用する可能性があり、その場合は速やかに資金使途の変更について開示を行う予定であります。また、当初の計画に沿って調達資金を使用した場合でも、想定していた投資効果を上げられない可能性があります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

① 財政状態の状況

第5期事業年度（自 2017年8月1日 至 2018年7月31日）

（資産）

当事業年度末における資産合計は729,002千円となり、前事業年度末と比較して151,603千円増加しました。その主な要因は、現金及び預金が55,945千円、売掛金が60,606千円、工具、器具及び備品が10,232千円並びに敷金及び保証金が27,556千円増加したためであります。

売掛金の増加は、主に当事業年度の4月に海賊版サイトがブロックされて以降、マンガワンの売上高が前年同期を上回ったためであります。工具、器具及び備品の増加は、主にサーバー機器を取得したためであります。

（負債）

当事業年度末における負債合計は177,287千円となり、前事業年度末と比較して58,464千円減少しました。その主な要因は、未払法人税等が50,796千円及び長期借入金が36,364千円減少したためであります。

（純資産）

当事業年度末における純資産合計は551,715千円となり、前事業年度末と比較して210,068千円増加しました。その主な要因は、第三者割当増資の実施に伴い資本金及び資本準備金がそれぞれ30,450千円並びに当期純利益の計上に伴い利益剰余金が149,168千円増加したためであります。

第6期第3四半期累計期間（自 2018年8月1日 至 2019年4月30日）

（資産）

当第3四半期会計期間末における資産合計は1,063,844千円となり、前事業年度末と比較して334,841千円増加しました。その主な要因は現金及び預金が290,483千円、売掛金が16,485千円並びに固定資産が32,256千円増加したためであります。

（負債）

当第3四半期会計期間末における負債合計は250,245千円となり、前事業年度末と比較して72,958千円増加しました。その主な要因は、未払法人税等が82,691千円増加した一方で、借入金返済に伴い長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む。）が27,273千円減少したためであります。

（純資産）

当第3四半期会計期間末における純資産合計は813,598千円となり、前事業年度末と比較して261,883千円増加しました。その要因は、四半期純利益の計上に伴い利益剰余金が261,883千円増加したためであります。

② 経営成績の状況

第5期事業年度（自 2017年8月1日 至 2018年7月31日）

当事業年度におけるわが国経済は、政府の経済政策や日銀の金融緩和等の効果によって、雇用・所得環境に改善が見られ、景気は緩やかな回復基調が続いているものの、通商問題の動向が世界経済に与える影響や、海外経済の不確実性、金融資本市場の変動がわが国経済に影響を及ぼす可能性があり、先行きは不透明であります。

このような経営環境の中、当社は、リカーリングサービス及び初期開発・保守開発サービスにおいて、既存サービスの収益力拡大及び新規サービスのリリースに注力してまいりました。

しかしながら、第5期事業年度中から海賊版サイトの利用者が増加したことにより、マンガサービスのユーザーが流出してしまう事態が発生しました。政府主導による海賊版サイトのブロッキングが実施されて以降、マンガサービスの収益力は回復しておりますが、前年比で収益が減少しております。

この結果、当事業年度の業績は、売上高610,247千円（前事業年度比97.0%）、営業利益207,115千円（前事業年度比74.4%）、経常利益211,082千円（前事業年度比75.5%）、当期純利益149,168千円（前事業年度比89.7%）となりました。

なお、当社はインターネットサービス事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしていません。サービス別の状況は、次のとおりであります。

（リカーリングサービス）

リカーリングサービスは、レベニューシェア案件やサーバー保守などのストック型収益獲得構造を持つサービスであり、当社の収益力の柱となるサービスとなっております。

当事業年度においては、上記海賊版サイトの影響により既存サービスの収益が縮小しましたが、既存のマンガサービスを横展開した新規マンガサービスである「マンガUP!」「マンガPark」において、動画やラジオなどのマンガ以外のコンテンツの拡充及び積極的な広告宣伝施策の実施により、アクティブユーザー数等の各種指標は順調に推移しております。

この結果、リカーリングサービスの売上高は580,698千円（前事業年度比94.7%）となりました。

（初期開発・保守開発サービス）

初期開発・保守開発サービスにおきましては、リカーリングサービスに係る案件を受注するための初期開発及びリカーリングサービスに係る案件を継続して運用するための保守開発を行っております。当事業年度は、受注案件が増加及びサービス1件当たりの受注金額が上昇しました。

この結果、初期開発・保守開発サービスの売上高は26,162千円（前事業年度比166.6%）となりました。

（その他サービス）

その他サービスは、上記の2サービスに分類されないスポット案件等により構成されております。

その他サービスの売上高は3,386千円（前事業年度比3,621.2%）となりました。

第6期第3四半期累計期間（自 2018年8月1日 至 2019年4月30日）

当第3四半期累計期間におけるわが国経済は、企業収益や雇用情勢の改善等を背景とした緩やかな回復基調がみられるものの、国際情勢の緊張不安や不確実性による為替や株価の不安定な動きにより、引き続き不透明な状況が続いております。

このような経営環境の中、当社は、リカーリングサービス及び初期開発・保守開発サービスにおいて、既存サービスの収益力拡大及び新規サービスのリリースに注力してまいりました。

この結果、当第3四半期累計期間の業績は、売上高818,156千円、営業利益374,452千円、経常利益374,509千円、四半期純利益261,883千円となりました。

なお、当社はインターネットサービス事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしていません。サービス別の状況は、次のとおりであります。

（リカーリングサービス）

リカーリングサービスにおきましては、「マンガワン」等のレベニューシェア案件及び初期開発・保守開発サービスからのストック型保守運用業務の積み上げに注力いたしました。

この結果、リカーリングサービスの売上高は625,949千円となりました。

(初期開発・保守開発サービス)

初期開発・保守開発サービスにおきましては、ストック型ビジネスであるサーバー保守運用業務を積み重ねるため、新規案件の獲得に努めており、大型案件を複数リリースいたしました。

この結果、初期開発・保守開発サービスの売上高は192,205千円となりました。

(その他サービス)

その他サービスは、上記の2サービスに分類されないスポット案件等により構成されております。

その他サービスの売上高は2千円となりました。

③ キャッシュ・フローの状況

第5期事業年度（自 2017年8月1日 至 2018年7月31日）

当事業年度における現金及び現金同等物（以下「資金」といいます。）は、前事業年度末と比較して55,945千円増加し、当事業年度末には453,127千円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度において営業活動の結果獲得した資金は74,143千円（前事業年度は151,512千円の獲得）となりました。その主な要因は、税引前当期純利益の計上211,082千円、法人税等の支払額100,925千円によるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度において投資活動の結果支出した資金は42,734千円（前事業年度は21,476千円の支出）となりました。その主な要因は、本社移転に伴う敷金及び保証金の差入による支出27,635千円、有形固定資産の取得による支出14,795千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度において財務活動の結果獲得した資金は24,536千円（前事業年度は58,434千円の獲得）となりました。その要因は、株式の発行による収入60,900千円、長期借入金の返済による支出36,364千円によるものです。

④ 生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当社で行う事業は、提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

b. 受注実績

第5期事業年度及び第6期第3四半期累計期間の受注実績は、次のとおりであります。なお、当社はインターネットサービス事業の単一セグメントであるため、サービス別に記載しております。

サービスの名称	第5期事業年度 (自 2017年8月1日 至 2018年7月31日)				第6期第3四半期累計期間 (自 2018年8月1日 至 2019年4月30日)	
	受注高 (千円)	前年同期比 (%)	受注残高 (千円)	前年同期比 (%)	受注高 (千円)	受注残高 (千円)
初期開発・保守開発サービス	80,087	1,127.3	54,500	9,478.3	137,705	—

(注) 1. リカーリングサービス及びその他サービスで行う事業は、提供するサービスの性格上、受注実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

c. 販売実績

第5期事業年度及び第6期第3四半期累計期間の販売実績は、次のとおりであります。なお、当社はインターネットサービス事業の単一セグメントであるため、サービス別に記載しております。

サービスの名称	第5期事業年度 (自 2017年8月1日 至 2018年7月31日)		第6期第3四半期累計期間 (自 2018年8月1日 至 2019年4月30日)
	販売高 (千円)	前年同期比 (%)	販売高 (千円)
リカーリングサービス	580,698	94.7	625,949
初期開発・保守開発サービス	26,162	166.6	192,205
その他サービス	3,386	3,621.2	2
合計 (千円)	610,247	97.0	818,156

(注) 1. 最近2事業年度及び第6期第3四半期累計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	第4期事業年度 (自 2016年8月1日 至 2017年7月31日)		第5期事業年度 (自 2017年8月1日 至 2018年7月31日)		第6期第3四半期累計期間 (自 2018年8月1日 至 2019年4月30日)	
	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
株式会社小学館	571,728	90.9	499,268	81.8	429,903	52.5

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

① 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。

この財務諸表の作成にあたって、見積り、判断並びに仮定を用いることが必要となりますが、これらは期末日における資産・負債の金額、開示期間の収益・費用の金額及び開示情報に影響を与えます。ただし、これらの見積り、判断並びに仮定は、実際の結果とは異なる場合があります。

当社の財務諸表の作成にあたって採用している重要な会計方針は「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 重要な会計方針」に記載しております。

② 当事業年度の経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営成績等の状況に関する分析・検討内容については、「(1) 経営成績等の状況の概要」に含めて記載しております。また経営成績等に重要な影響を与える要因については、「2 事業等のリスク」に含めて記載しております。

③ 資本の財源及び資金の流動性

当社の資金需要は、事業規模の拡大に係る人件費、その採用費、広告宣伝費及び主にサーバー購入に係る設備投資資金となります。財政状態等を勘案しながら、自己資金、金融機関からの借入及びエクイティファイナンス等による資金調達を考えております。

流動資産と流動負債のバランスを注視し、財政状態の健全性を評価しており、当事業年度末時点で健全な財務体制であると判断しております。なお、資金の短期流動性確保のため、金融機関と合計250,000千円の当座貸越契約を締結しております。

4 【経営上の重要な契約等】

相手方の名称	国名	契約の名称	契約内容	契約期間
株式会社小学館	日本	業務委託契約	Android及びiOSアプリケーション「マンガワン」の開発及び運用業務を受託することを目的とした契約書	2014年9月1日から2019年6月30日（以後1年ごとの自動更新）

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

第5期事業年度（自 2017年8月1日 至 2018年7月31日）

当事業年度の設備投資は21,859千円（無形固定資産含む）となります。その主な内容は、新規サービス開始及びユーザー増加対応のためのサーバー機器の取得になります。また、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

なお、当社の事業はインターネットサービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

第6期第3四半期累計期間（自 2018年8月1日 至 2019年4月30日）

当第3四半期累計期間に実施した設備投資は58,317千円となります。その主な内容は、新規サービス開始及びユーザー増加対応のためのサーバー機器の取得並びに本社の移転に伴う事務所改装になります。また、当第3四半期累計期間において重要な設備の除却、売却等はありません。

なお、当社の事業はインターネットサービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は以下のとおりであります。

2018年7月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額			従業員数 (人)
		工具、器具及び備 品（千円）	ソフトウェア （千円）	合計（千円）	
データセンター (東京都江東区)	業務用設備	29,338	1,562	30,901	—

(注) 1. 上記の金額に消費税等は含まれておりません。

2. 当社の事業はインターネットサービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

3. 本社の建物は賃借しており、その年間賃借料は11,244千円であります。

3【設備の新設、除却等の計画】 (2019年5月31日現在)

(1) 重要な設備の新設

該当事項はありません。

(2) 重要な改修

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	16,800,000
計	16,800,000

(注) 当社は、2019年2月20日付で株式分割に伴う定款の変更を行い、発行可能株式総数は15,960,000株増加し、16,800,000株となっております。

②【発行済株式】

種類	発行数（株）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	4,204,000	非上場	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
計	4,204,000	—	—

(注) 1. 当社は、2019年2月20日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は3,993,800株増加し、4,204,000株となっております。

2. 当社は、2019年2月20日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(2)【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	2016年7月26日	2017年7月28日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 12	当社取締役 1 当社監査役 3 当社従業員 10
新株予約権の数（個）※	934	1,465
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 9,340[186,800] (注) 1、6	普通株式 1,465[29,300] (注) 1、6
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	1,500[75] (注) 2、6	8,470[424] (注) 2、6
新株予約権の行使期間※	自 2018年7月31日 至 2026年7月29日	自 2019年7月29日 至 2027年7月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 1,500[75] 資本組入額 750[38] (注) 6	発行価格 8,470[424] 資本組入額 4,235[212] (注) 6
新株予約権の行使の条件※	(注) 3	
新株予約権の譲渡に関する事項※	(注) 4	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注) 5	

※ 最近事業年度の末日（2018年7月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2019年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権の割当後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（又は併合）の比率

2. 新株予約権の割当後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価（当社の株式が国内外の金融商品取引所に上場される前にあつては、調整前行使価額をいう。）を下回る価額で新株を発行する場合又は自己株式を処分する場合（新株予約権の行使によるものを除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. (1) 権利行使時において当社の新株予約権の目的たる株式が、国内外いずれかの金融商品取引所に上場されていること。
- (2) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において当社及び当社子会社の取締役・監査役又は従業員のいずれの地位を保有していることとする。ただし、当社若しくは当社子会社の取締役・監査役を任期満了により退任した場合、当社及び当社子会社の従業員の定年による退職、又は取締役会において正当な理由があると認められた場合はこの限りではない。
- (3) 新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。
4. 本新株予約権は譲渡することができない。
5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、（注）1に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、（注）2で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、行使期間の末日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
 - (8) 新株予約権を取得することができる事項
現在の発行内容に準じて決定する。
 - (9) 新株予約権の行使の条件
（注）3に準じて決定する。
6. 当社は、2019年2月20日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

②【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
2013年8月15日 (注) 1	100	100	1,000	1,000	—	—
2015年7月23日 (注) 2	1,700	1,800	—	1,000	—	—
2015年7月31日 (注) 3	200	2,000	7,500	8,500	7,500	7,500
2015年12月11日 (注) 4	60	2,060	4,500	13,000	4,500	12,000
2016年7月30日 (注) 5	18,540	20,600	—	13,000	—	12,000
2017年7月28日 (注) 6	185,400	206,000	—	13,000	—	12,000
2018年1月12日 (注) 7	2,100	208,100	15,225	28,225	15,225	27,225
2018年7月31日 (注) 8	2,100	210,200	15,225	43,450	15,225	42,450
2019年2月20日 (注) 9	3,993,800	4,204,000	—	43,450	—	42,450

(注) 1. 発起人割当

割当先 三重野将大、松原裕樹

発行価格 10,000円

資本組入額 10,000円

2. 株式分割 (1 : 18) によるものであります。

3. 有償第三者割当

割当先 (株)メディアシーク

発行価格 75,000円

資本組入額 37,500円

4. 有償第三者割当

割当先 前田有幾

発行価格 150,000円

資本組入額 75,000円

5. 株式分割 (1 : 10) によるものであります。

6. 株式分割 (1 : 10) によるものであります。

7. 有償第三者割当

割当先 (株)セレス

発行価格 14,500円

資本組入額 7,250円

8. 有償第三者割当

割当先 (株)ACCESS

発行価格 14,500円

資本組入額 7,250円

9. 株式分割 (1 : 20) によるものであります。

(4) 【所有者別状況】

2019年5月31日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未満株式の状況 （株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	－	－	－	3	－	－	3	6	－
所有株式数 （単元）	－	－	－	4,840	－	－	37,200	42,040	－
所有株式数の割合（％）	－	－	－	11.51	－	－	88.49	100	－

(5) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2019年5月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	—	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 4,204,000	42,040	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、1単元の株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	4,204,000	—	—
総株主の議決権	—	42,040	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、財務体質の強化と事業拡大のための内部留保の充実等を図ることが重要であると考え、過去において配当を行っておりませんが、株主に対する利益還元も経営の重要課題であると認識しております。

今後の配当政策の基本方針といたしましては、収益力の強化や事業基盤の整備を実施しつつ、内部留保の充実状況及び企業を取り巻く事業環境を勘案したうえで、株主への安定的かつ継続的な利益還元を検討していく方針であります。内部留保資金につきましては、事業拡大を目的とした中長期的な事業原資として利用していく予定であります。

なお、剰余金の配当を行う場合、年1回の期末配当を基本方針としており、期末配当の決定機関は株主総会となっております。また、当社は中間配当を取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

4 【株価の推移】

当社株式は非上場であるため、該当事項はありません。

5【役員の状況】

男性 7名 女性 1名 （役員のうち女性の比率 10%）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	—	松原 裕樹	1989年3月11日生	2011年4月 楽天株式会社入社 2012年2月 株式会社サイバーエージェント入社 2013年4月 株式会社電通入社 2013年8月 当社設立 取締役 2014年12月 当社代表取締役社長（現任）	(注) 3	1,800,000
取締役 C T O	第一事業部長	山田 剛史	1988年7月6日生	2013年12月 当社取締役技術開発部長 2017年10月 当社取締役C T O兼技術開発部長 2018年4月 当社取締役C T O兼第一事業部長（現任）	(注) 3	1,800,000
取締役	管理部長	志村 優太	1989年8月25日生	2013年2月 有限責任監査法人トーマツ入所 2016年1月 当社入社 管理部長 2016年8月 当社取締役管理部長（現任）	(注) 3	—
取締役	—	西尾 直紀	1965年11月1日生	1991年4月 アンダーセンコンサルティング入社 1996年9月 アンダーセンコンサルティング株式会社（現アクセンチュア株式会社）へ転籍 2000年3月 株式会社メディアシーク設立 代表取締役社長（現任） 2003年7月 スタートメディアジャパン株式会社代表取締役社長（現任） 2015年2月 株式会社デリバリー（現株式会社デリバリーコンサルティング）取締役（現任） 2015年10月 当社取締役（現任）	(注) 3	—
監査役 (常勤)	—	池田 裕	1941年1月26日生	1965年4月 株式会社弘電社入社 1969年11月 富士通株式会社入社 1997年7月 データマネジメント株式会社入社 1997年11月 同社取締役社長 2003年6月 株式会社東邦システムサイエンス監査役 2015年10月 当社常勤監査役（現任）	(注) 4	—
監査役	—	塚田 英樹	1972年6月5日生	1996年4月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所 1999年9月 税理士法人プライスウォーターハウスクーパース入所 2007年10月 塚田会計事務所設立 所長（現任） 2015年10月 当社監査役（現任）	(注) 4	—
監査役	—	高木 伸學	1940年11月14日生	1966年4月 最高裁判所司法研修所入所 1968年4月 鈴木秀雄法律事務所勤務 1973年5月 井口・高木法律事務所開設 2007年4月 株式会社不二家監査役 2010年1月 高木法律事務所設立 所長（現任） 2016年10月 当社監査役（現任）	(注) 4	—
計						3,600,000

(注) 1. 取締役西尾直紀は、社外取締役であります。

2. 監査役池田裕、塚田英樹及び高木伸學は、社外監査役であります。

3. 2019年2月1日開催の臨時株主総会終結の時から、2020年7月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。

4. 2019年2月1日開催の臨時株主総会終結の時から、2022年7月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。

5. 当社は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠監査役1名を選任しております。補欠監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)
石井 和男	1948年1月28日生	1988年4月 草鹿・富澤法律事務所入所 1997年4月 石井和男法律事務所設立（現任） 2015年6月 石井食品株式会社監査役 2016年6月 同社取締役（現任）	—

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、コンプライアンスの方針、体制、運営方法を定め、企業の社会的責任を深く自覚するとともに日常の業務遂行において関係諸法令を遵守し、社会倫理に適合した行動を実践することが、企業価値の向上につながると考えております。

全てのステークホルダーを尊重し、企業の健全性、透明性を高めるとともに、長期的かつ安定的な株主価値の向上に努めるため、迅速で合理的な意思決定体制及び業務執行の効率化を可能とする社内体制を構築し、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでまいります。

② 企業統治の体制

イ. 企業統治の体制の概要

当社の取締役会は、取締役4名（うち社外取締役1名）で構成され、毎月開催される定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会においては、経営上の重要な意思決定を行うとともに、各取締役の業務執行の監督を行っております。

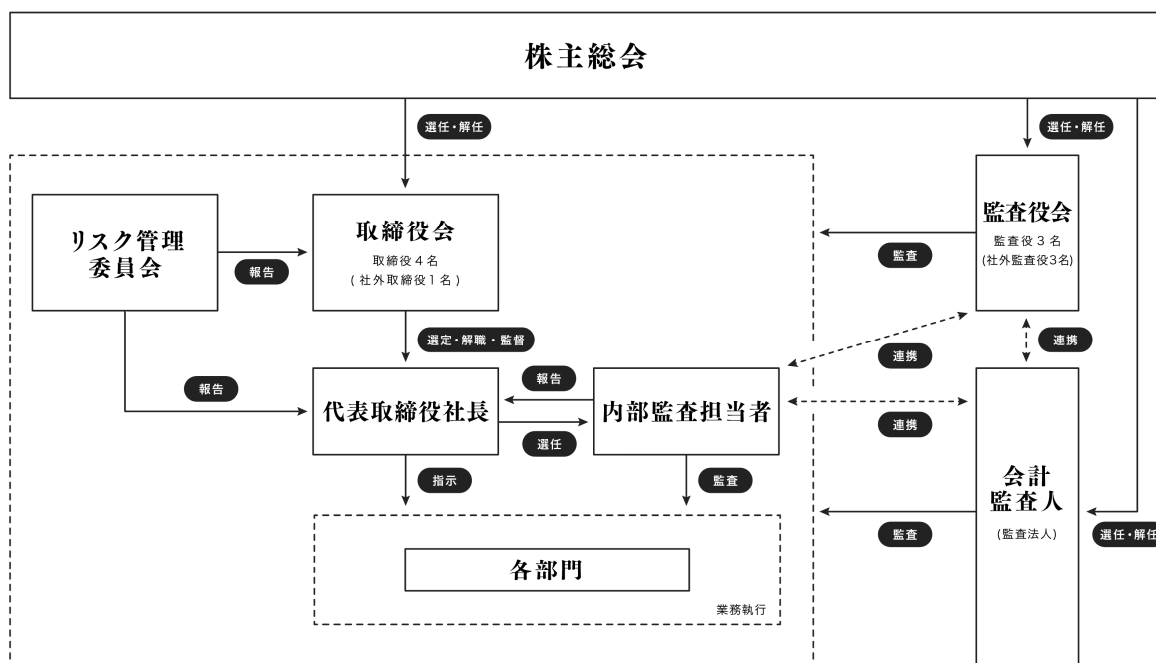
当社の監査役会は、常勤監査役1名、非常勤監査役2名の合計3名で構成されており、3名全員が社外監査役であります。監査役会は、毎月1回定例監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時監査役会を開催し、監査計画の策定、監査実施状況等、監査役相互の情報共有を図っております。

なお、監査役は、取締役会及びその他重要な会議に出席するほか、監査計画に基づき重要書類の閲覧、役職員への質問等の監査手続きを通じて、経営に対する適正な監視を行っております。また、内部監査担当者及び会計監査人と緊密な連携をとり、監査の実効性と効率性の向上に努めております。

コンプライアンス他の法的判断については、顧問弁護士と連携する体制をとっております。

ロ. 当社のコーポレート・ガバナンス体制の状況

当社のコーポレート・ガバナンスの状況を図示すると以下のとおりとなります。



ハ. 当該体制を採用する理由

当社では、透明性が高く、かつ迅速な意思決定を図るとともに、それに伴う機動的な業務執行並びに監査対応を適切に行える体制を構築するため、取締役会による監督及び監査役、監査役会による監査の体制を採用しております。

ニ、内部統制システムの整備の状況

当社は、業務の適正性及び財務報告の信頼性を確保するための体制として、「内部統制システムの基本方針」を定め、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図りながら、経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制を構築することを重要な経営課題と位置付けております。

「内部統制システムの基本方針」の具体的な内容は以下のとおりであります。

a 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令及び取締役会規程等の社内規程に基づき、会社の重要な業務執行の決定、代表取締役社長の選定及び解職を行うほか、取締役の職務の執行を監督する。

また、組織の構成と各組織の所掌業務及び権限を定める組織規程、業務分掌規程及び職務権限規程を策定し、各職位の責任・権限や業務を明確にし、権限の範囲内で迅速かつ適正な意思決定、効率的な業務執行を行う。

b 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンス体制の整備及び維持を図り、企業倫理・法令遵守の姿勢を明確にするため、リスク管理委員会を設置し、コンプライアンス、リスク管理等に関わる基本方針の審議及び管理統括をする。

リスク管理規程を制定し、取締役及び使用人が法令・定款及び当社の基本方針を遵守した行動をとるための経営理念等を定め、代表取締役社長が繰り返しその精神を取締役及び使用人に伝えることにより、倫理をもって行動し、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底させる。

内部監査担当者は、コンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は、定期的に代表取締役社長に報告される。

法令・定款上疑義のある行為等について使用人が直接情報提供・相談を行う手段としてホットラインを設置するとともに当該使用人に不利益な扱いを行わない旨等を規定する内部通報制度運用規程を制定する。

c 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、原則として、部員から所属長へ行う報告から日々の問題点やクレーム等の対応を確認し、所属長がリスクにつながる事項を発見した場合、ただちに代表取締役社長又は取締役に報告を行うことでリスクを確認し、事前防止を図る。また、リスク管理規程等の社内規程に基づき、リスク管理を推進するために組織横断的リスク状況の監視及び全社的な対応を管理部が担当し、情報セキュリティ基本方針を定め、規程類とともに、取締役及び使用人全員に提示し周知徹底を図る。

d 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令及び取締役会規程の定めに従い取締役会を毎月1回開催し、取締役会の議事録を作成し、文書管理規程に基づき、適切に保管・管理する。各部署の業務遂行に伴い、職務権限表に従い決裁される案件は、稟議書によって決裁し、適切に保管・管理する。また、情報セキュリティ基本方針に従い、情報の適切な保管・管理を徹底し、情報の漏えいや不適切な利用を防止する。

e 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

現在、監査役の職務を補助すべき使用人はいないが、必要に応じて、監査役の業務補助のための監査役スタッフを置くこととし、その人事については、取締役と監査役が意見交換を行う。

f 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役から、監査業務に必要な指示を受けた使用人は、その指示に関する限りにおいては、取締役の指揮命令を受けないものとする。

g 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、会社の意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要会議に出席し、取締役及び使用人から重要事項の報告を受ける。

取締役及び使用人は、会社に必要な損失を与える事項が発生し、又は発生するおそれがあるとき、取締役及び使用人による違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査役に報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査役に遅滞なく報告する。

h 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社の財務報告の信頼性確保及び金融商品取引法に規定する内部統制報告書の適切な提出のため、代表取締役社長の指示の下、内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し必要な是正を行うとともに、金融商品取引法及び関係法令等との適合性を確保する。また、法令等に定める情報の開示について適切な開示のための体制を整備する。

i 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、反社会的勢力への対応に関する基本方針及び反社会的勢力対応規程を制定し、全社的な反社会的勢力排除の基本方針及び反社会的勢力への対応を定めており、事業活動を行う際は法令や規範を遵守し、社会秩序や健全な事業活動を阻害する個人、団体とは関わりを持たないことを基本的な考え方とする。この基本的な考え方に基づき、組織としての対応を心掛けるとともに、顧問弁護士等との連携を密にし、反社会的勢力に関する情報共有を行い、関係を遮断排除する。

j その他監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役、内部監査担当者及び会計監査人は、内部監査計画について協議するとともに、内部監査結果や指摘事項等について意見交換を行い、常に連携を密にする。また、代表取締役社長との定期的な意見交換を実施し、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。

ホ. リスク管理体制の整備の状況

当社は、持続的な成長を確保するためリスク管理規程を制定し、全社的なリスク管理体制の強化を図っております。リスク管理委員会において、リスクの評価、対策等、広域なリスク管理に関し協議を行い、具体的な対応を検討しております。さらに、地震、火災等の災害に対処するため、必要に応じて緊急時対策組織を招集し、不測の事態に備えております。また、弁護士、公認会計士、税理士、社会保険労務士等の外部専門家の助言を受けられる体制を整えており、リスクの未然防止と早期発見に努めております。

ヘ. 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び監査役との間において、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役（業務執行取締役等である者を除く。）または監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

③ 内部監査、監査役監査及び会計監査の状況

イ. 内部監査及び監査役監査の状況

当社の内部監査につきましては、内部監査担当者2名が担当しており、内部監査は、当社が定める内部監査規程に基づき、内部監査計画を策定し、代表取締役社長の承認を得た上で、内部監査を全部署に対して実施し、監査結果については代表取締役社長に報告する体制となっております。内部監査については、当社の業務運営及び財産管理の実態を調査し、経営方針、法令、定款及び諸規程への準拠性を確かめ、会社財産の保全、業務運営の適正性の確保を図り、もって経営の合理化と効率向上に資することを基本方針として実施しております。なお、内部監査担当者は監査役、会計監査人ともそれぞれ独立した監査を実施しつつも、随時情報交換を行なうなど、相互連携による効率性の向上を目指しております。

当社の監査役会は、監査役3名により構成され、全員社外監査役であり、うち1名の常勤監査役を選任しております。各監査役は、定められた業務分担に基づき監査を行い、原則として月1回開催されている監査役会において、情報共有を図っております。監査役監査は、毎期策定される監査計画書に基づき、取締役会への出席、実地監査、取締役及び使用人への意見聴取を行っております。さらに、内部監査担当者及び会計監査人との連携を密にして、監査の実効性と効率性の向上を図っております。

ロ. 会計監査の状況

当社は、太陽有限責任監査法人と監査契約を締結し、会計に関する事項の監査を受けております。同監査法人及び当社の監査に従事する同監査法人の業務執行社員との間には特別な利害関係はありません。

業務を執行した公認会計士は本間洋一及び石田宏の2名であり、補助者の構成は公認会計士3名、会計士試験合格者等2名、その他5名となっております。なお、監査継続年数が7年以内のため、年数の記載を省略しております。

④ 社外取締役及び社外監査役との関係

当社は、社外取締役1名及び社外監査役3名を選任しております。

当社では、社外取締役は、客観的かつ中立的な立場から業務執行取締役に対する監督及び自己の見識に基づく経営への助言を通じ、取締役会の透明性の維持、強化を担っており、社外監査役は、取締役の職務の執行の適正性及び効率性を高めるための牽制機能として、経営に対する監視、監督機能を担っております。

社外取締役の西尾直紀は、当社の株主である株式会社メディアシークの設立時からの代表取締役社長であり、企業経営に関する幅広い知見と豊富な経験を有していることから、当社のコーポレート・ガバナンスの強化に貢献いただけると判断し、社外取締役に選任しております。なお、本書提出日現在、当社の株主かつ取引先である株式会社メディアシークの代表取締役社長であります。当社の具体的な業務執行は業務執行取締役の判断のもと自主独立した意思決定により行っております。また当社の営業取引における同社に対する依存度は低く、関連当事者取引として一般企業との取引と同等の取引として、取締役会にて決議されております。それ以外に当社との間で、人的関係、資本的関係、取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役の池田裕は、IT系企業における取締役社長としての経験及びIT系上場企業における監査役としての経験を有しており、企業経営に関する幅広い知見と豊富な経験を有していることから、当社の監査体制の強化に貢献いただけると判断し、社外監査役に選任しております。なお、本書提出日現在、当社の新株予約権30個（600株）を保有しておりますが、それ以外に当社との間で、人的関係、資本的関係、取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役の塚田英樹は、公認会計士としての専門的な知識と豊富な経験を有していることから、当社の監査体制の強化に貢献いただけると判断し、社外監査役に選任しております。なお、本書提出日現在、当社の新株予約権20個（400株）を保有しておりますが、それ以外に当社との間で、人的関係、資本的関係、取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役の高木伸學は、弁護士としての専門的な知識と豊富な経験を有しており、また上場企業における監査役としての経験を有していることから、当社の監査体制の強化に貢献いただけると判断し、社外監査役に選任しております。なお、本書提出日現在、当社の新株予約権20個（400株）を保有しておりますが、それ以外に当社との間で、人的関係、資本的関係、取引関係その他の利害関係はありません。

当社は、社外取締役または社外監査役の独立性に関する基準や方針についての特段の定めはありませんが、その選任につきましては、経歴や当社との関係を踏まえて社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できていることを個別に判断しております。

⑤ 役員報酬

イ. 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）				対象となる役員の員数 (人)
		基本報酬	ストックオプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	26,400	26,400	—	—	—	3
監査役 (社外監査役を除く。)	—	—	—	—	—	—
社外役員	2,280	2,280	—	—	—	3

(注) 上記には無報酬の取締役1名を除いております。

ロ. 提出会社の役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

ハ. 使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

ニ. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

取締役の報酬については、株主総会で決議された報酬総額の限度内において、各取締役の貢献等を勘案し、報酬額を決定することとしております。また、監査役の報酬は、株主総会で決議された報酬総額の限度内において監査役会で決定しております。

⑥ 株式の保有状況

イ. 投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額
該当事項はありません。

ロ. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的
該当事項はありません。

ハ. 保有目的が純投資である投資株式
該当事項はありません。

⑦ 取締役の定数

当社の取締役は7名以内とする旨定款に定めております。

⑧ 取締役選任の決議要件

取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び選任決議は、累積投票によらない旨を定款に定めております。

⑨ 中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年1月31日を基準日として中間配当をすることができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

⑩ 自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

⑪ 取締役及び監査役の責任免除

当社では、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠った取締役（取締役であったものを含む。）及び監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除できる旨を定款に定めております。これは、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

⑫ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
7,500	—	8,800	—

② 【その他重要な報酬の内容】

(最近事業年度の前事業年度)

該当事項はありません。

(最近事業年度)

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(最近事業年度の前事業年度)

該当事項はありません。

(最近事業年度)

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の事業規模や特性に照らし監査内容、監査日数等を勘案し、双方協議の上で監査役会の同意を得て監査報酬を決定しております。

第5【経理の状況】

1. 財務諸表及び四半期財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（2016年8月1日から2017年7月31日まで）及び当事業年度（2017年8月1日から2018年7月31日まで）の財務諸表について、太陽有限責任監査法人による監査を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間（2019年2月1日から2019年4月30日まで）及び第3四半期累計期間（2018年8月1日から2019年4月30日まで）に係る四半期財務諸表について、太陽有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3. 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表及び四半期連結財務諸表を作成しておりません。

4. 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、または会計基準の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、監査法人等が主催するセミナーに参加しております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2017年7月31日)	当事業年度 (2018年7月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	397,182	453,127
売掛金	128,112	188,718
仕掛品	276	9,759
前払費用	2,075	2,140
繰延税金資産	10,329	5,817
未収還付法人税等	1,013	—
その他	600	1,917
貸倒引当金	△813	△866
流動資産合計	538,775	660,614
固定資産		
有形固定資産		
工具、器具及び備品	25,104	46,661
減価償却累計額	△5,505	△16,830
工具、器具及び備品（純額）	19,598	29,830
有形固定資産合計	19,598	29,830
無形固定資産		
ソフトウェア	1,747	1,562
無形固定資産合計	1,747	1,562
投資その他の資産		
敷金及び保証金	7,542	35,099
繰延税金資産	9,734	1,895
投資その他の資産合計	17,277	36,995
固定資産合計	38,623	68,388
資産合計	577,399	729,002

(単位：千円)

	前事業年度 (2017年7月31日)	当事業年度 (2018年7月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	623	416
1年内返済予定の長期借入金	36,364	36,364
未払金	15,105	29,095
未払費用	63,236	78,060
未払法人税等	55,909	5,113
預り金	5,274	9,817
その他	13,784	9,329
流動負債合計	190,297	168,197
固定負債		
長期借入金	45,454	9,090
固定負債合計	45,454	9,090
負債合計	235,751	177,287
純資産の部		
株主資本		
資本金	13,000	43,450
資本剰余金		
資本準備金	12,000	42,450
資本剰余金合計	12,000	42,450
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	316,647	465,815
利益剰余金合計	316,647	465,815
株主資本合計	341,647	551,715
純資産合計	341,647	551,715
負債純資産合計	577,399	729,002

【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

当第3四半期会計期間
(2019年4月30日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	743,610
売掛金	205,204
その他	9,490
貸倒引当金	△923
流動資産合計	957,381
固定資産	
有形固定資産	72,593
無形固定資産	1,185
投資その他の資産	32,683
固定資産合計	106,462
資産合計	1,063,844
負債の部	
流動負債	
買掛金	486
1年内返済予定の長期借入金	18,181
未払法人税等	87,804
賞与引当金	16,318
その他	127,455
流動負債合計	250,245
負債合計	250,245
純資産の部	
株主資本	
資本金	43,450
資本剰余金	42,450
利益剰余金	727,698
株主資本合計	813,598
純資産合計	813,598
負債純資産合計	1,063,844

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2016年8月1日 至 2017年7月31日)	当事業年度 (自 2017年8月1日 至 2018年7月31日)
売上高	628,803	610,247
売上原価	167,071	186,354
売上総利益	461,732	423,892
販売費及び一般管理費		
役員報酬	9,890	18,087
給料	23,320	30,150
広告宣伝費	100,695	100,854
支払報酬	19,817	17,953
減価償却費	681	843
貸倒引当金繰入額	35	97
賞与引当金繰入額	—	4,136
その他	28,972	44,654
販売費及び一般管理費合計	183,414	216,777
営業利益	278,318	207,115
営業外収益		
受取利息	2	3
助成金収入	2,200	4,870
その他	10	—
営業外収益合計	2,212	4,873
営業外費用		
支払利息	955	744
固定資産除却損	※1 133	—
為替差損	—	163
その他	17	—
営業外費用合計	1,107	907
経常利益	279,424	211,082
特別損失		
減損損失	※2 38,880	—
特別損失合計	38,880	—
税引前当期純利益	240,544	211,082
法人税、住民税及び事業税	88,046	49,562
法人税等調整額	△13,769	12,351
法人税等合計	74,276	61,913
当期純利益	166,267	149,168

【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 2016年8月1日 至 2017年7月31日)		当事業年度 (自 2017年8月1日 至 2018年7月31日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
I 労務費	※ 1	91,898	55.3	128,948	65.6
II 経費		74,333	44.7	67,722	34.4
小計		166,232	100.0	196,671	100.0
期首仕掛品たな卸高		2,230		276	
小計	※ 2	168,462		196,947	
期末仕掛品たな卸高		276		9,759	
他勘定振替高		1,115		833	
売上原価		167,071		186,354	

(注) ※ 1. 主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2016年8月1日 至 2017年7月31日)	当事業年度 (自 2017年8月1日 至 2018年7月31日)
減価償却費 (千円)	4,821	10,968
地代家賃 (千円)	8,808	5,957
保守運用管理費 (千円)	25,487	29,745
著作権使用料 (千円)	11,200	7,145
外注委託費 (千円)	14,027	2,100

※ 2. 他勘定振替高の内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2016年8月1日 至 2017年7月31日)	当事業年度 (自 2017年8月1日 至 2018年7月31日)
保守運用管理費 (千円)	1,115	833
合計	1,115	833

3. 原価計算の方法は、実際原価による個別原価計算を採用しております。

【四半期損益計算書】
【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期累計期間 (自 2018年8月1日 至 2019年4月30日)
売上高	818,156
売上原価	210,997
売上総利益	607,159
販売費及び一般管理費	232,706
営業利益	374,452
営業外収益	
受取利息	4
助成金収入	2,850
その他	411
営業外収益合計	3,266
営業外費用	
支払利息	268
株式公開費用	2,050
その他	890
営業外費用合計	3,209
経常利益	374,509
税引前四半期純利益	374,509
法人税等	112,626
四半期純利益	261,883

④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2016年8月1日 至 2017年7月31日)	当事業年度 (自 2017年8月1日 至 2018年7月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	240,544	211,082
減価償却費	5,502	11,811
減損損失	38,880	—
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	35	52
受取利息	△2	△3
支払利息	955	744
助成金収入	△2,200	△4,870
固定資産除却損	133	—
売上債権の増減額 (△は増加)	△6,308	△60,606
たな卸資産の増減額 (△は増加)	1,954	△9,483
前払費用の増減額 (△は増加)	△16,950	△128
長期前払費用の増減額 (△は増加)	△22,200	—
仕入債務の増減額 (△は減少)	△5,746	△206
未払金の増減額 (△は減少)	6,451	7,614
未払費用の増減額 (△は減少)	8,732	14,824
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△6,392	△4,919
その他	2,165	2,784
小計	245,555	168,695
利息の受取額	1	3
利息の支払額	△1,068	△680
助成金の受取額	1,600	5,470
法人税等の支払額	△94,576	△100,925
法人税等の還付額	—	1,580
営業活動によるキャッシュ・フロー	151,512	74,143
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△21,317	△14,795
無形固定資産の取得による支出	△351	△303
敷金及び保証金の差入による支出	—	△27,635
敷金及び保証金の回収による収入	192	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	△21,476	△42,734
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	△20,000	—
長期借入れによる収入	100,000	—
長期借入金の返済による支出	△21,566	△36,364
株式の発行による収入	—	60,900
財務活動によるキャッシュ・フロー	58,434	24,536
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	188,469	55,945
現金及び現金同等物の期首残高	208,712	397,182
現金及び現金同等物の期末残高	※ 397,182	※ 453,127

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度(自 2016年8月1日 至 2017年7月31日)

1. たな卸資産の評価基準及び評価方法

個別法による原価法(貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

工具、器具及び備品 4～10年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

(3) 少額減価償却資産

取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、法人税法の規定に基づき、3年間で均等償却を行っております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

4. 重要な収益及び費用の計上基準

受注制作ソフトウェアに係る収益の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められるプロジェクトについては工事進行基準(進捗率の見積りは原価比例法)を適用し、その他のプロジェクトについては工事完成基準を適用しております。

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

当事業年度（自 2017年8月1日 至 2018年7月31日）

1. たな卸資産の評価基準及び評価方法

個別法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

工具、器具及び備品 4～10年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 少額減価償却資産

取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、法人税法の規定に基づき、3年間で均等償却を行っております。

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

5. 重要な収益及び費用の計上基準

受注制作ソフトウェアに係る収益の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められるプロジェクトについては工事進行基準（進捗率の見積りは原価比例法）を適用し、その他のプロジェクトについては工事完成基準を適用しております。

6. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

前事業年度(自 2016年8月1日 至 2017年7月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2017年8月1日 至 2018年7月31日)

1 税効果会計に係る会計基準の適用指針等

- ・「税効果会計に係る会計基準の適用指針」
(企業会計基準適用指針第28号 平成30年2月16日改正 企業会計基準委員会)
- ・「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」
(企業会計基準適用指針第26号 平成30年2月16日最終改正 企業会計基準委員会)

(1) 概要

「税効果会計に係る会計基準の適用指針」等は、日本公認会計士協会における税効果会計に関する実務指針を企業会計基準委員会に移管するに際して、基本的にその内容を踏襲した上で、必要と考えられる以下の見直しが行われたものであります。

(会計処理の見直しを行った主な取扱い)

- ・個別財務諸表における子会社株式等に係る将来加算一時差異の取扱い
- ・(分類1)に該当する企業における繰延税金資産の回収可能性に関する取扱い

(2) 適用予定日

2019年7月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「税効果会計に係る会計基準の適用指針」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

2 収益認識に関する会計基準等

- ・「収益認識に関する会計基準」
(企業会計基準第29号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」
(企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年7月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(追加情報)

前事業年度（自 2016年8月1日 至 2017年7月31日）

（繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。

当事業年度（自 2017年8月1日 至 2018年7月31日）

該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行と当座貸越契約を締結しております。これら契約に基づく事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2017年7月31日)	当事業年度 (2018年7月31日)
当座貸越極度額の総額	100,000千円	250,000千円
借入実行残高	—	—
差引額	100,000	250,000

(損益計算書関係)

※1 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2016年8月1日 至 2017年7月31日)	当事業年度 (自 2017年8月1日 至 2018年7月31日)
ソフトウェア	133千円	—千円

※2 減損損失

前事業年度（自 2016年8月1日 至 2017年7月31日）

当事業年度において、当社は以下の資産について減損損失を計上しました。

用途	種類	場所	減損損失
事業用資産	前払費用	本社（東京都港区）	16,680千円
	長期前払費用	本社（東京都港区）	22,200千円

当社は、原則として、主にキャッシュ・フローを生み出す最小単位を基準としてグルーピングを行っております。

当事業年度において、動画配信サービスで使用しているコンテンツの最低保証料金につき、当事業年度末の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。

なお、当該資産の回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローがマイナスであるため、回収可能価額をゼロとしております。

当事業年度（自 2017年8月1日 至 2018年7月31日）

該当事項はありません。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 2016年8月1日 至 2017年7月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数 (株)	当事業年度増加株式数 (株)	当事業年度減少株式数 (株)	当事業年度末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式 (注) 1. 2.	20,600	185,400	—	206,000
合計	20,600	185,400	—	206,000
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

(注) 1. 当社は、2017年7月28日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。

2. 普通株式の発行済株式総数の増加185,400株は株式分割によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

当事業年度 (自 2017年8月1日 至 2018年7月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数 (株)	当事業年度増加株式数 (株)	当事業年度減少株式数 (株)	当事業年度末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式 (注)	206,000	4,200	—	210,200
合計	206,000	4,200	—	210,200
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加4,200株は、第三者割当による新株の発行による増加であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

	前事業年度 (自 2016年 8 月 1 日 至 2017年 7 月31日)	当事業年度 (自 2017年 8 月 1 日 至 2018年 7 月31日)
現金及び預金勘定	397,182千円	453,127千円
現金及び現金同等物	397,182	453,127

(金融商品関係)

前事業年度 (自 2016年 8 月 1 日 至 2017年 7 月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金計画に基づき、必要な運転資金及び設備投資資金に関しては、自己資金及び銀行借入で賄っております。資金運用においては短期的な預金等に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、本社オフィスの賃貸借契約に基づくものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金、未払費用、未払法人税等及び預り金は短期間で決済されるものであります。

借入金には主に運転資金や設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。

営業債務や借入金は流動性リスクに晒されております。また借入金は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク (取引先の契約不履行等に係るリスク) の管理

営業債権並びに敷金及び保証金については、社内規程に従い、取引先の状況を定期的に確認し、取引先ごとに財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 資金調達に係る流動性リスク (支払期日に支払いを実行できなくなるリスク) の管理

各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

③ 金利の変動リスクの管理

借入金の返済期日は決算日後3年以内となっており、金利の変動リスクの軽減を図っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(5) 信用リスクの集中

当事業年度の決算日現在における営業債権のうち95.7%が特定の取引先に対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	397,182	397,182	—
(2) 売掛金	128,112	128,112	—
(3) 未収還付法人税等	1,013	1,013	—
(4) 敷金及び保証金	7,542	7,553	11
資産計	533,850	533,861	11
(1) 買掛金	623	623	—
(2) 未払金	15,105	15,105	—
(3) 未払費用	63,236	63,236	—
(4) 未払法人税等	55,909	55,909	—
(5) 預り金	5,274	5,274	—
(6) 長期借入金 ※	81,818	81,818	—
負債計	221,967	221,967	—

※ 長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金が含まれております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 未収還付法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 敷金及び保証金

時価については、賃貸借契約の終了期間を考慮した敷金の返還予定時期に基づき、国債の利率で割り引いた現在価値によっております。なお、「貸借対照表計上額」及び「時価」については、敷金の回収が最終的に見込めないと認められる部分の金額（資産除去債務の未償却残高）が含まれております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払費用、(4) 未払法人税等、(5) 預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金

長期借入金は、変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	397,182	—	—	—
売掛金	128,112	—	—	—
未収還付法人税等	1,013	—	—	—
敷金及び保証金	—	7,542	—	—
合計	526,307	7,542	—	—

3. 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	36,364	36,364	9,090	—	—	—
合計	36,364	36,364	9,090	—	—	—

当事業年度（自 2017年8月1日 至 2018年7月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金計画に基づき、必要な運転資金及び設備投資資金に関しては、自己資金及び銀行借入で賄っております。資金運用においては短期的な預金等に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、本社オフィスの賃貸借契約に基づくものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金、未払費用、未払法人税等及び預り金は短期間で決済されるものであります。

借入金は主に運転資金や設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。

営業債務や借入金は流動性リスクに晒されております。また借入金は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権並びに敷金及び保証金については、社内規程に従い、取引先の状況を定期的に確認し、取引先ごとに財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

③ 金利の変動リスクの管理

借入金の返済期日は決算日後2年以内となっており、金利の変動リスクの軽減を図っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(5) 信用リスクの集中

当事業年度の決算日現在における営業債権のうち79.8%が特定の取引先に対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	453,127	453,127	—
(2) 売掛金	188,718	188,718	—
(3) 敷金及び保証金	35,099	35,196	97
資産計	676,945	677,042	97
(1) 買掛金	416	416	—
(2) 未払金	29,095	29,095	—
(3) 未払費用	78,060	78,060	—
(4) 未払法人税等	5,113	5,113	—
(5) 預り金	9,817	9,817	—
(6) 長期借入金 ※	45,454	45,454	—
負債計	167,957	167,957	—

※ 長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金が含まれております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 敷金及び保証金

時価については、賃貸借契約の終了期間を考慮した敷金の返還予定時期に基づき、国債の利率で割り引いた現在価値によっております。なお、「貸借対照表計上額」及び「時価」については、敷金の回収が最終的に見込めないと認められる部分の金額（資産除去債務の未償却残高）が含まれております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払費用、(4) 未払法人税等、(5) 預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金

長期借入金は、変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	453,127	—	—	—
売掛金	188,718	—	—	—
敷金及び保証金	7,463	27,635	—	—
合計	649,309	27,635	—	—

3. 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	36,364	9,090	—	—	—	—
合計	36,364	9,090	—	—	—	—

(退職給付関係)

前事業年度（自 2016年8月1日 至 2017年7月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、確定拠出制度を採用しております。

2. 確定拠出制度

当社は、マッチング拠出制度を採用しており、確定拠出制度への要拠出額はありせん。

当事業年度（自 2017年8月1日 至 2018年7月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、確定拠出制度を採用しております。

2. 確定拠出制度

当社は、マッチング拠出制度を採用しており、確定拠出制度への要拠出額はありせん。

(ストック・オプション等関係)

前事業年度 (自 2016年8月1日 至 2017年7月31日)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 12名	当社取締役 1名 当社監査役 3名 当社従業員 10名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注)	普通株式 191,000株	普通株式 29,300株
付与日	2016年7月31日	2017年7月28日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 2018年7月31日 至 2026年7月29日	自 2019年7月29日 至 2027年7月28日

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、当社は2017年7月28日付で普通株式1株につき10株、2019年2月20日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っており、分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度 (2017年7月期) において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① スtock・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
権利確定前 (株)		
前事業年度末	191,000	—
付与	—	29,300
失効	4,200	—
権利確定	—	—
未確定残	186,800	29,300
権利確定後 (株)		
前事業年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

(注) 当社は2017年7月28日付で普通株式1株につき10株、2019年2月20日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っており、分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
権利行使価格（注）（円）	75	424
行使時平均株価（円）	—	—
付与日における公正な評価単価（円）	—	—

（注） 当社は2017年7月28日付で普通株式1株につき10株、2019年2月20日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っており、分割後の価格に換算して記載しております。

3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションを付与した時点において、当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。また、単位当たりの本源的価値の算定基礎となる当社株式の評価方法は、DCF法及び簿価純資産価額方式の折衷方法並びにDCF法、簿価純資産価額方式及び類似会社比較方式の折衷方法により算定した価格を勘案して決定しております。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- ① 当事業年度末における本源的価値の合計額 65,099千円
- ② 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 一千円

当事業年度（自 2017年8月1日 至 2018年7月31日）

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 12名	当社取締役 1名 当社監査役 3名 当社従業員 10名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 191,000株	普通株式 29,300株
付与日	2016年7月31日	2017年7月28日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 2018年7月31日 至 2026年7月29日	自 2019年7月29日 至 2027年7月28日

（注） 株式数に換算して記載しております。なお、当社は2017年7月28日付で普通株式1株につき10株、2019年2月20日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っており、分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（2018年7月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
権利確定前 (株)		
前事業年度末	186,800	29,300
付与	—	—
失効	—	—
権利確定	—	—
未確定残	186,800	29,300
権利確定後 (株)		
前事業年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

(注) 当社は2017年7月28日付で普通株式1株につき10株、2019年2月20日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っており、分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
権利行使価格 (注) (円)	75	424
行使時平均株価 (円)	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—

(注) 当社は2017年7月28日付で普通株式1株につき10株、2019年2月20日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っており、分割後の価格に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションを付与した時点において、当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。また、単位当たりの本源的価値の算定基礎となる当社株式の評価方法は、DCF法及び簿価純資産価額方式の折衷方法並びにDCF法、簿価純資産価額方式及び類似会社比較方式の折衷方法により算定した価格を勘案して決定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- ① 当事業年度末における本源的価値の合計額 130,253千円
- ② 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 一千円

(税効果会計関係)

前事業年度 (2017年 7 月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (2017年 7 月31日)
繰延税金資産	
未払事業税	3,693千円
未払地方法人特別税	1,488
減損損失	11,945
その他	3,145
繰延税金資産小計	20,272
評価性引当額	△208
繰延税金資産合計	20,064

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 (2017年 7 月31日)
法定実効税率	34.81%
(調整)	
住民税均等割	0.07
税率の変更	1.10
評価性引当額の増減	0.07
税額控除	△4.33
中小法人軽減税率	△0.39
過年度法人税等	△0.42
その他	△0.03
税効果会計適用後の法人税等の負担率	30.88

当事業年度（2018年7月31日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (2018年7月31日)
繰延税金資産	
未払事業税	505千円
未払地方人特別税	203
減損損失	6,797
その他	205
繰延税金資産合計	7,712

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 (2018年7月31日)
法定実効税率	34.81%
(調整)	
住民税均等割	0.09
税率の変更	△0.76
評価性引当額の増減	△0.10
税額控除	△4.27
中小法人軽減税率	△0.45
過年度法人税等	△0.04
その他	0.05
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.33

(資産除去債務関係)

前事業年度（自 2016年8月1日 至 2017年7月31日）

当社は、本社事務所の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務を資産除去債務として認識しておりますが、当該債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

なお、当事業年度における資産除去債務は、負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

当事業年度（自 2017年8月1日 至 2018年7月31日）

当社は、本社事務所の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務を資産除去債務として認識しておりますが、当該債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

なお、当事業年度における資産除去債務は、負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度（自 2016年8月1日 至 2017年7月31日）

当社は、インターネットサービス事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2017年8月1日 至 2018年7月31日）

当社は、インターネットサービス事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自 2016年8月1日 至 2017年7月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が、損益計算書の売上高の90%を超えるため記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の氏名又は名称	売上高	関連するセグメント名
株式会社小学館	571,728	インターネットサービス事業

当事業年度（自 2017年8月1日 至 2018年7月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が、損益計算書の売上高の90%を超えるため記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の氏名又は名称	売上高	関連するセグメント名
株式会社小学館	499,268	インターネットサービス事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 2016年8月1日 至 2017年7月31日）

当社は、インターネットサービス事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2017年8月1日 至 2018年7月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度（自 2016年8月1日 至 2017年7月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2017年8月1日 至 2018年7月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度（自 2016年8月1日 至 2017年7月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2017年8月1日 至 2018年7月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度（自 2016年8月1日 至 2017年7月31日）

関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及び主要株主	松原 裕樹	—	—	当社代表取締役社長	(被所有) 直接 43.7	債務被保証	当社銀行借入に対する債務被保証（注）2	81,818	—	—
							当社賃貸借契約に対する債務被保証（注）3	11,244	—	—

（注）1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

2. 当社は金融機関からの借入に対して、当社代表取締役社長松原裕樹の債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。

3. 当社事務所の賃貸借契約に基づく賃借料の支払いについて、当社代表取締役社長松原裕樹より債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。

当事業年度（自 2017年8月1日 至 2018年7月31日）

関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及び主要株主	松原 裕樹	—	—	当社代表取締役社長	(被所有) 直接 42.8	債務被保証	当社銀行借入に対する債務被保証（注）2	45,454	—	—
							当社賃貸借契約に対する債務被保証（注）3	11,244	—	—

（注）1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

2. 当社は金融機関からの借入に対して、当社代表取締役社長松原裕樹の債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。

3. 当社事務所の賃貸借契約に基づく賃借料の支払いについて、当社代表取締役社長松原裕樹より債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。

(1株当たり情報)

前事業年度(自 2016年8月1日 至 2017年7月31日)

	当事業年度 (自 2016年8月1日 至 2017年7月31日)
1株当たり純資産額	82.92円
1株当たり当期純利益金額	40.36円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

2. 当社は、2017年7月28日付で普通株式1株につき10株、2019年2月20日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っておりますが、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当事業年度 (自 2016年8月1日 至 2017年7月31日)
当期純利益金額(千円)	166,267
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る当期純利益金額(千円)	166,267
普通株式の期中平均株式数(株)	4,120,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権2種類(新株予約権の数2,399個)。 なお、新株予約権の概要は「第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

当事業年度（自 2017年 8 月 1 日 至 2018年 7 月31日）

	当事業年度 (自 2017年 8 月 1 日 至 2018年 7 月31日)
1 株当たり純資産額	131. 24円
1 株当たり当期純利益金額	36. 00円

(注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

2. 当社は、2019年 2 月20日付で普通株式 1 株につき20株の株式分割を行っておりますが、前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1 株当たり純資産額及び 1 株当たり当期純利益金額を算定しております。

3. 1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当事業年度 (自 2017年 8 月 1 日 至 2018年 7 月31日)
当期純利益金額（千円）	149, 168
普通株主に帰属しない金額（千円）	—
普通株式に係る当期純利益金額（千円）	149, 168
普通株式の期中平均株式数（株）	4, 143, 244
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権 2 種類（新株予約権の数2, 399個）。 なお、新株予約権の概要は「第 4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

前事業年度(自 2016年8月1日 至 2017年7月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2017年8月1日 至 2018年7月31日)

(株式分割及び単元株制度の採用)

当社は、2019年1月24日開催の取締役会決議に基づき、2019年2月20日付をもって株式分割を行っております。また、2019年2月1日開催の臨時株主総会において、定款の一部を変更し単元株制度を採用しております。

1. 株式分割、単元株制度の採用の目的

当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、1単元を100株とする単元株制度を採用いたします。

2. 株式分割の概要

(1) 分割方法

2019年2月19日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、普通株式1株につき20株の割合をもって分割しております。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	210,200株
今回の分割により増加する株式数	3,993,800株
株式分割後の発行済株式総数	4,204,000株
株式分割後の発行可能株式総数	16,800,000株

(3) 株式分割の効力発生日

2019年2月20日

(4) 1株当たり情報に与える影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が前事業年度の期首に行われたと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に反映されております。

3. 単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

【注記事項】

(四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当第3四半期会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(追加情報)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の適用)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第1四半期会計期間の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示しております。

(四半期貸借対照表関係)

当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行と当座貸越契約を締結しております。これら契約に基づく当第3四半期会計期間末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

当第3四半期会計期間 (2019年4月30日)	
当座貸越極度額の総額	250,000千円
借入実行残高	—
差引額	250,000

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

当第3四半期累計期間 (自 2018年8月1日 至 2019年4月30日)	
減価償却費	15,931千円

(株主資本等関係)

当第3四半期累計期間(自 2018年8月1日 至 2019年4月30日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

(持分法損益等)

当社は関連会社を有していないため、該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第3四半期累計期間(自 2018年8月1日 至 2019年4月30日)

当社は、インターネットサービス事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期累計期間 (自 2018年8月1日 至 2019年4月30日)
1株当たり四半期純利益金額	62円29銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益金額(千円)	261,883
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	261,883
普通株式の期中平均株式数(株)	4,204,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

2. 当社は、2019年2月20日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っておりますが、期首に当該株式分割が行われたものと仮定し、1株当たり四半期純利益金額を算定しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
工具、器具及び備品	25,104	21,556	—	46,661	16,830	11,324	29,830
有形固定資産計	25,104	21,556	—	46,661	16,830	11,324	29,830
無形固定資産							
ソフトウェア	—	—	—	2,512	950	487	1,562
無形固定資産計	—	—	—	2,512	950	487	1,562

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

工具、器具及び備品 業務に使用するサーバー類の購入 21,211千円

2. 無形固定資産の金額が資産の総額の1%以下であるため「当期首残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	36,364	36,364	0.95	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	45,454	9,090	0.95	2019年
合計	81,818	45,454	—	—

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	9,090	—	—	—

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	813	97	44	—	866

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 流動資産

イ. 現金及び預金

区分	金額 (千円)
預金	
普通預金	453, 127
合計	453, 127

ロ. 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額 (千円)
株式会社小学館	150, 582
and factory株式会社	29, 434
株式会社エヌ・ティ・ティピー・シーコミュニケーションズ	2, 635
株式会社ベストクリエイト	2, 026
株式会社セレス	1, 436
その他	2, 603
合計	188, 718

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率 (%)	滞留期間 (日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2}$ $\frac{(B)}{365}$
128, 112	659, 064	598, 457	188, 718	76. 0	88

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

ハ. 仕掛品

品目	金額 (千円)
ソフトウェア開発	9, 759
合計	9, 759

② 流動負債

イ. 買掛金

相手先	金額 (千円)
株式会社ウィルプラス	324
株式会社サイバード	92
合計	416

ロ. 未払費用

相手先	金額 (千円)
株式会社小学館	43,614
従業員賞与	20,865
社会保険料	5,506
株式会社エヌ・ティ・ティピー・シーコミュニケーションズ	5,339
株式会社CA Wise	1,210
その他	1,524
合計	78,060

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年8月1日から翌年7月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3か月以内
基準日	毎年7月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年1月31日 毎年7月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え（注）1	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国各支店（注）1
買取手数料	無料（注）2
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 https://www.link-u.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

（注）1．当社株式は、株式会社東京証券取引所への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。

2．単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所に上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。

3．当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第 7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の 7 第 1 項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	株式①	株式②
発行年月日	2018年1月12日	2018年7月31日
種類	普通株式	普通株式
発行数	2,100株	2,100株
発行価格	14,500円（注）3	14,500円（注）3
資本組入額	7,250円	7,250円
発行価額の総額	30,450,000円	30,450,000円
資本組入額の総額	15,225,000円	15,225,000円
発行方法	有償第三者割当	有償第三者割当
保有期間等に関する確約	（注）2.	（注）2.

項目	新株予約権①
発行年月日	2017年7月28日
種類	新株予約権 （ストック・オプション）
発行数	普通株式 1,465株
発行価格	8,470円（注）4
資本組入額	4,235円
発行価額の総額	12,408,550円
資本組入額の総額	6,204,275円
発行方法	2017年7月28日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与（ストック・オプション）に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	—

（注）1．第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所（以下、「同取引所」という。）の定める規則は、以下のとおりであります。

- （1）同取引所の定める有価証券上場規程施行規則（以下、「同施行規則」という。）第255条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当てを行っている場合（上場前の公募等による場合を除く。）には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
- （2）新規上場申請者が、前項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
- （3）当社の場合、新規上場申請日の直前事業年度の末日は2018年7月31日であります。

2. 同取引所の定める同施行規則第255条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた者との間で、割当てを受けた株式（以下「割当株式」という。）を、原則として、割当てを受けた日から上場日以後6か月間を経過する日（当該日において割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過していない場合には、割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過する日）まで所有する等の確約を行っております。
3. 発行価格は、類似会社比較方式により算出した価格を勘案して決定した価格であります。
4. 発行価格は、DCF法、簿価純資産価額方式及び類似会社比較方式の折衷方法により算出した価格を勘案して決定した価格であります。
5. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については、以下のとおりとなっております。

	新株予約権①
行使時の払込金額	8,470円
行使期間	2019年7月29日から 2027年7月28日まで
行使の条件	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
新株予約権の譲渡に関する事項	同上

6. 当社は、2019年2月20日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」は、当該株式分割前の「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」を記載しております。

2【取得者の概況】

株式①

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
株式会社セレス 代表取締役社長 都木 聡 資本金 1,799百万円	東京都世田谷区用賀 四丁目10番1号	情報・通信業	2,100	30,450,000 (14,500)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)

(注) 1. 株式会社セレスは、当該第三者割当増資により特別利害関係者等（大株主上位10名）となりました。

2. 当社は、2019年2月20日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び価格（単価）は、当該株式分割前の割当株数及び価格（単価）で記載しております。

株式②

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
株式会社ACCESS 代表取締役 大石 清恭 資本金 29,386百万円	東京都千代田区神田 練堀町3番地	情報・通信業	2,100	30,450,000 (14,500)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)

(注) 1. 株式会社ACCESSは、当該第三者割当増資により特別利害関係者等（大株主上位10名）となりました。

2. 当社は、2019年2月20日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び価格（単価）は、当該株式分割前の割当株数及び価格（単価）で記載しております。

新株予約権①

取得者の氏名又は 名称	取得者の住所	取得者の職業 及び事業の内 容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社 との関係
土屋 達示	千葉県船橋市	会社員	840	7,114,800 (8,470)	当社従業員
志村 優太	東京都千代田区	会社役員	210	1,778,700 (8,470)	特別利害関係者等 (当社取締役)
中田 雄太	東京都世田谷区	会社員	200	1,694,000 (8,470)	当社従業員
池田 裕	埼玉県さいたま市大宮区	会社役員	30	254,100 (8,470)	特別利害関係者等 (当社監査役)
塚田 英樹	神奈川県川崎市中原区	会社役員	20	169,400 (8,470)	特別利害関係者等 (当社監査役)
高木 伸學	東京都小金井市	会社役員	20	169,400 (8,470)	特別利害関係者等 (当社監査役)
加藤 瞳	千葉県流山市	会社員	20	169,400 (8,470)	当社従業員
平文 英徳	東京都港区	会社員	20	169,400 (8,470)	当社従業員
小林 尚貴	東京都江戸川区	会社員	20	169,400 (8,470)	当社従業員
星子 恭平	東京都板橋区	会社員	20	169,400 (8,470)	当社従業員
南保 大地	東京都文京区	会社員	20	169,400 (8,470)	当社従業員
藁谷 富次郎	東京都台東区	会社員	20	169,400 (8,470)	当社従業員
豊田 智香	埼玉県所沢市	会社員	20	169,400 (8,470)	当社従業員
山田 彩実	埼玉県さいたま市南区	会社員	5	42,350 (8,470)	当社従業員

(注) 当社は、2019年2月20日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び価格は、当該株式分割前の割当株数及び価格(単価)で記載しております。

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（%）
松原 裕樹（注）1，2	東京都杉並区	1,800,000	40.72
山田 剛史（注）2，3	東京都文京区	1,800,000	40.72
株式会社メディアシーク（注）2	東京都港区南麻布三丁目20番1号	400,000	9.05
前田 有幾（注）2	愛知県名古屋市東区	120,000	2.71
株式会社セレス（注）2	東京都世田谷区用賀四丁目10番1号	42,000	0.95
株式会社ACCESS（注）2	東京都千代田区神田練塀町3番地	42,000	0.95
井上 裕貴（注）5	東京都文京区	26,000 (26,000)	0.59 (0.59)
広畑 壮一郎（注）5	東京都台東区	26,000 (26,000)	0.59 (0.59)
村上 航規（注）5	東京都北区	26,000 (26,000)	0.59 (0.59)
友野 拓也（注）5	東京都杉並区	26,000 (26,000)	0.59 (0.59)
松田 暁（注）5	東京都文京区	26,000 (26,000)	0.59 (0.59)
志村 優太（注）3	東京都千代田区	17,200 (17,200)	0.39 (0.39)
光益 義幸（注）5	神奈川県川崎市中原区	17,200 (17,200)	0.39 (0.39)
土屋 達示（注）5	千葉県船橋市	17,200 (17,200)	0.39 (0.39)
矢ノ目 亮（注）5	東京都江東区	13,000 (13,000)	0.29 (0.29)
平藤 療（注）5	埼玉県川口市	8,600 (8,600)	0.19 (0.19)
岡田 卓也（注）5	埼玉県蕨市	4,200 (4,200)	0.10 (0.10)
中田 雄太（注）5	東京都世田谷区	4,000 (4,000)	0.09 (0.09)
池田 裕（注）4	埼玉県さいたま市大宮区	600 (600)	0.01 (0.01)
山田 彩実（注）5	埼玉県さいたま市南区	500 (500)	0.01 (0.01)
塚田 英樹（注）4	神奈川県川崎市中原区	400 (400)	0.01 (0.01)
高木 伸學（注）4	東京都小金井市	400 (400)	0.01 (0.01)
加藤 瞳（注）5	千葉県流山市	400 (400)	0.01 (0.01)
平文 英徳（注）5	東京都港区	400 (400)	0.01 (0.01)
小林 尚貴（注）5	東京都江戸川区	400 (400)	0.01 (0.01)
星子 恭平（注）5	東京都板橋区	400 (400)	0.01 (0.01)

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（%）
南保 大地（注） 5	東京都文京区	400 (400)	0.01 (0.01)
藁谷 富次郎（注） 5	東京都台東区	400 (400)	0.01 (0.01)
豊田 智香（注） 5	埼玉県所沢市	400 (400)	0.01 (0.01)
計	—	4,420,100 (216,100)	100.0 (4.89)

（注） 1. 特別利害関係者等（当社代表取締役社長）

2. 特別利害関係者等（大株主上位10名）

3. 特別利害関係者等（当社取締役）

4. 特別利害関係者等（当社監査役）

5. 当社従業員

6. 株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

7. （ ）内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

2019年6月6日

株式会社L i n k - U

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 本間 洋一 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 石田 宏 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社L i n k - Uの2016年8月1日から2017年7月31日までの第4期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社L i n k - Uの2017年7月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

2019年6月6日

株式会社L i n k - U

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 本間 洋一 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 石田 宏 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社L i n k - Uの2017年8月1日から2018年7月31日までの第5期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社L i n k - Uの2018年7月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

2019年6月6日

株式会社L i n k - U

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 本間 洋一 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 石田 宏 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社L i n k - Uの2018年8月1日から2019年7月31日までの第6期事業年度の第3四半期会計期間（2019年2月1日から2019年4月30日まで）及び第3四半期累計期間（2018年8月1日から2019年4月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社L i n k - Uの2019年4月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは四半期レビューの対象には含まれていません。

